

令和2年度

事務事業概要



<写真>

★しながわ公園フォトコンテスト 2019
公園フォト大賞「真夏の練習」



品川区 防災まちづくり部



目 次

品川区防災まちづくり部組織図	1
品川区のまちづくり行政の概要	2
事務分掌	4
他課との連携事業一覧	9
土 木 管 理 課	
1. 交通安全対策事業	13
1 品川区交通安全計画の作成と各種会議の運営	13
2 交通安全の啓発事業等	14
3 違法駐車防止対策事業	15
4 交通安全協会補助事業	15
5 路外駐車場に関する諸届の受理	15
6 区民交通傷害保険	15
7 シェアサイクル事業	16
2. 道路等の管理事務	17
1 道路現況(品川区内)	17
2 道路認定および道路台帳補正等の事務	17
3 公園等の現況と管理事務	19
4 窓口事務	20
5 その他	21
3. 区道等の監察・屋外広告物取締り事務	23
1 区道等の監察	23
2 屋外広告物取締り事務	23
4. 道路等境界確定事務・地籍調査事業	24
1 道路・公園等公有地管理事務	24
2 地籍調査事業	25
3 公共基準点整備事業	26
5. 道路占用等の事務・掘削調整	27
1 道路占用等の許可・指導監督	27
2 道路工事調整協議会	28
3 屋外広告物の許可	28
4 道路工事の施行承認許可・指導監督	29
5 沿道掘削工事の審査・指導監督	29
6 道路管理システムによる効率的な業務推進	30
6. 放置自転車対策事業	31
1 自転車等駐車場の設置	31
2 自転車等の放置防止対策	32
3 リサイクル事業	33
道 路 課	
1. 道路等の維持管理	34
1 路面維持管理	34
2 交通安全施設整備	35
3 電気設備等の設置管理	37
2. 路面改良事業	38

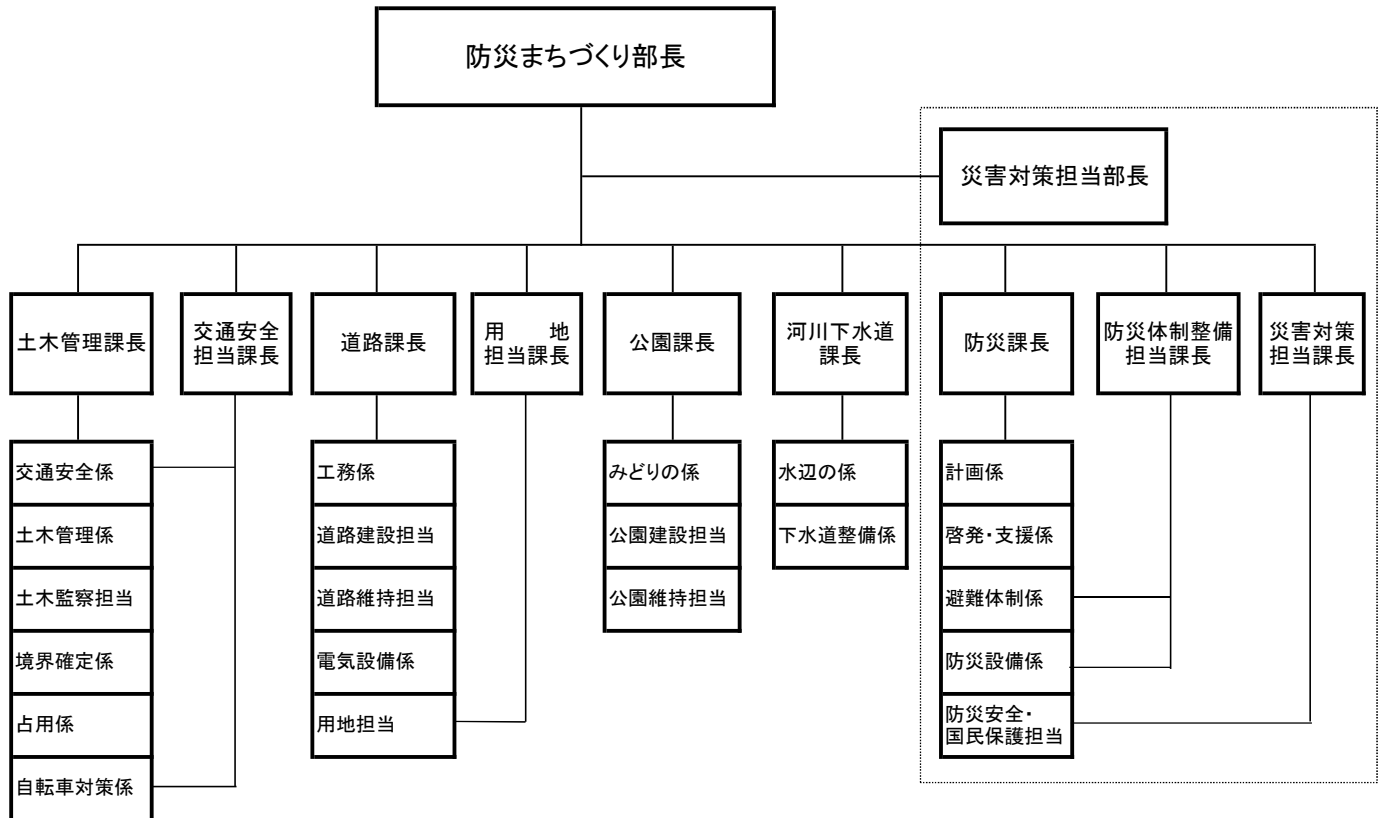
1 路面等改良費	38
2 水とみどりのみち整備事業	39
3. 道路バリアフリー事業	39
1 バリアフリー工事	39
2 面的バリアフリー工事	40
4. 道路整備事業	41
1 都市計画道路事業	41
2 無電柱化推進事業	42
5. 橋梁等の維持管理	43
1 橋梁等の維持管理	43
6. 橋梁改修事業	43
1 橋梁改修事業	43
公 園 課	
1. 水とみどりの基本計画・行動計画	45
1 計画の目標と基本方針	45
2. 緑化の推進(みどり豊かなまちづくり)	46
1 区民のみどりづくり支援	46
3. 公園・児童遊園等整備事業	50
1 公園・児童遊園の新設、改修等	50
2 おもてなしトイレ事業	53
4. 公園・児童遊園の維持管理	54
1 公園・児童遊園の維持管理	54
5. 公衆便所・公園便所の維持管理	55
1 公衆便所・公園便所の維持管理	55
6. しながわ水族館	56
1 しながわ水族館運営支援	56
河川下水道課	
1. 水辺の活用	57
1 舟運通勤等社会実験	57
2 ヒカリの水辺プロジェクト	57
3 区有船着場の整備・改修	58
4 区有船着場の管理・運営および航行マナーの啓発	59
5 河川・運河の利用促進	59
2. 河川および運河の水質改善	60
1 立会川の水質改善	60
2 目黒川の水質改善	61
3. 治水対策	62
1 品川区総合治水対策推進計画の改定	62
2 雨水流出抑制の指導	63
3 雨水流出抑制助成事業	63
4 雨水利用タンク設置助成事業	64
5 防水板設置工事助成事業	64
6 津波・高潮対策事業	65
7 関係機関との連携	65
4. 下水道施設建設	66
1 排水施設建設事業	66

2 下水道管改修事業	71
防 災 課	
1. 防災会議の運営および計画の作成	72
1 防災会議	72
2 品川区地域防災計画	72
2. 通電火災の抑制	73
1 感震ブレーカーのタイプ(補助対象)	73
2 補助内容	73
3 補助実績	74
3. 防災関係組織の育成・支援	74
1 防災区民組織育成	74
2 避難行動要支援者支援	75
3 防災協議会の支援	76
4 消防団運営	77
5 防火防災対策助成	77
4. 防災普及教育	78
1 しながわ防災体験館運営	78
2 防災フェア	80
3 しながわ防災学校	81
4 高層マンションにおける防災対策の強化	82
5 地震体験車などによる防災教育	82
6 ポスターコンクールの開催	83
7 しながわ防災ハンドブック・品川区防災地図	83
5. 防災訓練	83
1 総合防災訓練	84
2 区内一斉防災訓練(避難所訓練、災害対策本部訓練)	84
3 風水害対応本部訓練	85
4 水防訓練	85
5 災害対策職員待機寮防災訓練	86
6. 地域との連携	86
1 事業所の地域協力	86
2 災害時協力協定	87
7. 避難所運営体制の整備	88
1 避難所管理	88
2 災害時応急物資確保	89
3 風水害避難体制検討	92
8. 帰宅困難者対策の整備	92
1 駅周辺帰宅困難者対策協議会などの運営	92
2 一時滞在施設の拡充	93
3 帰宅困難者用備蓄物資の確保	93
9. 初動体制の整備	93
1 職員等緊急連絡システム	93
2 災害監視業務委託	94
3 防災気象情報提供業務	94
4 災害対策本部室の機能強化	94
5 災害時受援・物資輸送等計画	94

6	り災証明書発行環境の調査	94
10.	防災情報通信体制の整備	94
1	緊急時連絡通信機器	94
2	総合防災情報(高層等カメラ・河川監視)システム	94
3	緊急地震速報装置	95
4	被災情報管理システム	95
5	全国瞬時警報システム(Jアラート)	95
6	防災地図情報システム	95
7	防災情報配信管理システム	96
8	災害情報等配信システム(防災タブレット)	96
9	防災行政無線	96
10	被災者生活再建支援システム	97
11	防災システム管理補助委託	97
11.	初期消火体制強化	97
1	防火水利の整備	98
2	街頭消火器の増設	98
3	家庭用消火器のあっせん	98
4	小学校・中学校・義務教育学校の消火ポンプ更新	99
12.	医療救護体制整備	99
1	応急医薬品ランニング・ストック	99
2	医療ミニセット	99
3	医療救護体制	99
13.	国民保護	100
1	国民保護協議会	100
2	国民保護計画	100
3	国民保護に関する訓練	101
14.	自衛隊員募集事務	101
1	自衛官募集	101
2	自衛官募集に関する広報	101
15.	東京 2020 大会における安全・安心の確保	102
1	災害対策	102
2	治安対策	102
16.	実際に起こった災害への対応	102
1	災害対策本部などの対応状況	102
2	弔慰金・見舞金の支給	102
17.	災害復旧特別会計	103

品川区防災まちづくり部組織図

(令和2年4月 1 日現在)



課名	係名	合計人数	事務職	技術職	再任用	会計年度任用
土木管理課	交通安全係	10	7	2		1
	土木管理係	8		5	3	
	土木監察担当	3		2	1	
	境界確定係	6		6		
	占用係	8	2	4	2	
	自転車対策係	5	3	1	1	
	小計	40	12	20	7	1
道路課	工務係	6	1	5		
	道路建設担当	6		6		
	道路維持担当	12		11	1	
	電気設備係	4		4		
	用地担当	3	2	1		
	小計	31	3	27	1	0
公園課	みどりの係	8	1	6		1
	公園建設担当	5		5		
	公園維持担当	8		7	1	
	小計	21	1	18	1	1
河川下水道課	水辺の係	7	1	6		
	下水道整備係	6		6		
	小計	13	1	12	0	0
防災課	計画係	6	6			
	啓発・支援係	14	6		1	7
	避難体制係	6	5	1		
	防災設備係	5	4	1		
	防災安全・国民保護担当	4	4			
	小計	35	25	2	1	7
合計		140	42	79	10	9

※土木管理課交通安全係に防災まちづくり部長、災害対策担当部長、交通安全担当課長を含む

※防災課計画係に防災体制整備担当課長、災害対策担当課長を含む

※技術職＝土木造園、電気

※用地担当課長は道路課長が兼務する。

品川区のまちづくり行政の概要

～「輝く笑顔 住み続けたいまち しながわ」を目指して～

品川区では、東日本大震災をはじめとする多くの自然災害の発生、超長寿社会の進行、情報通信技術の技術革新の進展など社会情勢の大きな変化を踏まえ、令和2年4月、将来を見据えた新たな長期基本計画をスタートさせました。

私たち防災まちづくり部では、まちの課題に対し、長期基本計画に基づき「強靱で魅力あるまちを未来につなぐ」視点から、災害に強いまちづくりを進めるとともに、区民生活を支える道路や橋、公園、河川などの適切な維持管理や有効な活用等、区民の皆さんと一緒に様々な事業を展開してまいります。

一方、令和2年5月、今まさに新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対し、区をあげて緊急対策に取り組んでいるところです。こうした様々な社会的背景に対しても部として柔軟に対応するとともに、都市インフラの維持管理や区民の生命・財産に直結する災害時の対応についても着実に行ってまいります。

1. 災害に強いまちづくり

区は、平成26年度に防災の基本理念を示した「品川区災害対策基本条例」を施行しました。本条例では「自助」・「共助」および「公助」の理念に基づき、区民、防災区民組織および事業者が役割を果たし、総力を結集して「しながわの防災力の高度化」を図ることを目標にしています。

このため、情報伝達、初期消火、医療救護、避難所運営等の体制整備や様々な普及・啓発、防災訓練等の充実に取り組んでまいりました。

令和元年度は、しながわ防災ハンドブック・防災地図の全戸配布、スマートフォン蓄電池の配備、防災訓練の手引き作成のほか、感震ブレーカー設置助成の拡充など、さらなる充実を図ったところです。令和2年度は、避難所機能強化として非常用発電機やパーテーションなどの備蓄、災害時の情報収集・発信体制の強化としてドローンやスマホアプリの活用などにより、災害に強いまちづくりの実現に努めてまいります。



2. 暮らしを守る安全で快適な道路

平成28年度に「第10次品川区交通安全計画」を策定し、令和2年までに区内の年間交通事故死傷者数を600人以下とする目標を定めました。令和元年の年間交通事故死傷者数は864人で、依然として多くの方が交通事故に遭われているため、引き続き様々な交通安全対策を実施してまいります。

また、歩行者の通行や、災害時の緊急活動に支障する放置自転車については、自転車等駐車場の改修や整備を進めるとともに、放置防止の指導啓発や撤去活動を推進し、その解消に努めてまいります。



一方、区民が安心して道路を通行できるよう、路面の維持管理、交通安全施設の整備、街路灯のLED化を含めた建替え、道路のバリアフリー化等を進めるとともに、自転車の走行空間を整備してまいります。

さらに、交通ネットワークの形成ならびに道路の防災性および安全性の向上を図るため、都市計画道路の整備、橋梁の点検・修繕、ICT等を活用した道路点検などを実施してまいります。加えて、令和2年5月に策定した「無電柱化推進計画」に基づき無電柱化を推進してまいります。



3. みどり豊かな都市をつくる

区内の「みどり」は、住宅地の開発等により敷地が分割され、小規模住宅が多いため大幅な緑化増は望めない状況ですが、「水とみどりの基本計画・行動計画」に基づき、みどり率を22.6%とする目標達成に向け、計画的な緑化を推進してまいります。また、令和2年度に本計画の見直しを行い、令和3年度に「水とみどりの基本計画・行動計画」の改定を行います。



公園の新設や改修を行う際は、みんなに愛される公園づくりを念頭に、安全で明るく快適で利用しやすい施設として整備していきます。

また、「みどり」は、潤いある快適な生活に不可欠なものであり、緑化の推進、公園や樹木の適切な維持管理を進めるとともに、区民の多様なニーズに応えるため、多様な手法を用いて公園の整備や管理進めてまいります。

貴重なみどりを次の世代に引き継いでいくため、区民自らが土やみどりに積極的に関わっていただけるボランティア制度やマイガーデンの整備など、参加しやすい場や機会を提供し、都市のみどりを増やす取り組みも充実してまいります。

4. 豊かな都市生活を支える河川と下水道

区内には、運河や目黒川、立会川等の水辺空間は多く有するものの、区民が直接、水に親しめる空間が限られています。区民と水とのふれあいを回復させ、うるおいのある快適な生活の実現を図るため「水とみどりの基本計画・行動計画」に基づき、水辺空間の整備等を進めてまいります。具体的には、河川清掃や下水道施設の整備等による、河川や運河の水質改善を図ることや、東品川海上公園船着場等の整備および区有船着場の管理・運営の効率化を進めることで、災害時に傷病者や緊急物資の輸送に利用するとともに、平常時には河川等のにぎわい創出に活用してまいります。



また、近年、時間50ミリを超えるような局地的集中豪雨により、浸水被害が頻発しております。区では総合的な治水対策として、雨水の貯留や浸透など雨水流出抑制事業を進めるとともに、東京都から下水道事業の一部を受託し、区自ら浸水対策等の下水道工事を実施することで、浸水被害の軽減の早期実現を図っています。

事 務 分 掌

土木管理課

交通安全係

- 1 部の予算、決算および会計の総括に関すること。
- 2 部の人事に関すること。
- 3 部の事務事業の進行管理に関すること。
- 4 部内他課との連絡調整に関すること。
- 5 交通安全対策の企画、調整および調査に関すること。
- 6 交通安全の啓発に関すること。
- 7 交通安全対策会議および交通安全協議会に関すること。
- 8 違法駐車等の防止に関すること。
- 9 路外駐車場の届出に関すること。
- 10 部内他課、係に属しないこと。

土木管理係

- 1 区道、公園等の財産管理に関すること。
- 2 区道等の認定、変更および廃止に関すること。
- 3 公園、児童遊園および公衆便所の設置、変更および廃止に関すること。
- 4 道路台帳等の補正および閲覧ならびに道路幅員等の証明に関すること。

土木監察担当(主査)

- 1 区道、河川、公園等の不法使用の監察取締りおよび不法占用の除去に関すること。
- 2 違反広告物の取締りに関すること。

境界確定係

- 1 区道、公園等の境界の確定に関すること。
- 2 地籍調査に関すること。
- 3 公共基準点の設置および管理に関すること。

占 用 係

- 1 区道、河川、公園等の占用許可等に関する事。
- 2 区道(電線共同溝を含む。)、河川、公園等の占用工事等に係る指導監督に関する事。
- 3 道路工事調整協議会に関する事。
- 4 屋外広告物の許可に関する事。
- 5 占用料、使用料、手数料および道路復旧費の徴収に関する事。
- 6 道路工事施行承認に関する事。
- 7 沿道掘削の届出に関する事。

自 転 車 対 策 係

- 1 放置自転車対策等の企画、調整および調査に関する事。
- 2 自転車等の放置防止に係る指導および啓発に関する事。
- 3 駐輪場等の整備および維持管理に関する事。
- 4 大規模店舗等に係る駐輪場の設置の届出および指導に関する事。
- 5 放置自転車の撤去、保管および返還に関する事。

道 路 課

工 務 係

- 1 橋梁の計画修繕に係る調査、設計および工事に関する事。
- 2 課内他係に属しない事。

道 路 建 設 担 当 (主査)

- 1 道路(電線共同溝を含む。)施策の企画、調整および推進に関する事。
- 2 都市計画道路事業等に係る調査、設計および工事に関する事。
- 3 電線共同溝の設計および工事に関する事。
- 4 土木工事等の適正施行に係る基準に関する事。
- 5 土木技術の積算基準等に関する事。

道 路 維 持 担 当 (主査)

- 1 区道(電線共同溝を含む。)、橋梁等の維持管理に関する事。
- 2 区道(電線共同溝を含む。)、橋梁等の維持修繕に係る調査、設計および工事に関する事。
- 3 交通安全施設等に係る調査、設計および工事に関する事。
- 4 区道の改修、掘削道路復旧等に係る調査、設計および工事に関する事。
- 5 擁壁等の土木構造物の調査、設計および工事に関する事。
- 6 課内他係に属しない事業の調査、設計および工事に関する事。

電 気 設 備 係

- 1 街路灯(私道防犯灯を含む。)、公園、児童遊園、公衆便所等の電気設備の調査、設計、工事および維持管理に関すること。

用 地 担 当 (主査)

- 1 土地、建物等の取得および調整に関すること。
- 2 用地の取得に伴う物件の移転その他損失補償に関すること。
- 3 公共事業の施行に伴う移転資金の融資あっ旋に関すること。

公 園 課

みどりの係

- 1 みどりの施策の企画、調整および推進に関すること。
- 2 緑地の保全および緑化の推進に関すること。
- 3 樹木の保存に関すること。
- 4 施設(学校等を除く。)の樹木の維持に関すること。
- 5 緑化の調査、設計および工事に関すること。
- 6 花とみどりの相談に関すること。
- 7 しながわ水族館との連絡調整に関すること。
- 8 課内他係に属しないこと。

公 園 建 設 担 当 (主査)

- 1 公園施策の企画、調整および推進に関すること。
- 2 公園、児童遊園および公衆便所に係る調査、設計および工事に関すること。

公 園 維 持 担 当 (主査)

- 1 公園、児童遊園および公衆便所の維持管理に関すること。
- 2 公園、児童遊園および公衆便所の維持修繕に係る調査、設計および工事に関すること。

河 川 下 水 道 課

水 辺 の 係

- 1 水辺の活用に係る企画、調整および推進に関すること。
- 2 河川および運河の浄化等に関すること。
- 3 河川の維持管理に関すること。
- 4 河川の維持修繕に係る調査、設計および工事に関すること。
- 5 治水対策の企画、調整および調査に関すること。
- 6 雨水流出抑制の指導および調整に関すること。
- 7 防水板設置工事等の助成に関すること。
- 8 課内他係に属しないこと。

下 水 道 整 備 係

- 1 下水道施設建設事業に関すること。

防 災 課

計 画 係

- 1 災害対策の計画および連絡調整に関すること。
- 2 防災会議および災害対策本部に関すること。
- 3 災害時協力協定に関すること。
- 4 区民の生活再建に関すること。
- 5 課内他係に属しないこと。

啓 発 ・ 支 援 係

- 1 防災知識の普及および啓発ならびに防災意識の高揚に関すること。
- 2 地区における防災活動の推進および防災区民組織に関すること。
- 3 地域の初期消火器材等の配備および保守に関すること。
- 4 避難行動要支援者の対策に関すること。

避 難 体 制 係

- 1 避難所、避難場所および防災活動広場に関すること。
- 2 帰宅困難者等の対策に関すること。
- 3 備蓄物資に関すること。

防災設備係

- 1 職員の防災体制の整備に関すること。
- 2 防災情報通信体制の整備に関すること。
- 3 街頭消火器、防災貯水槽および給水施設に関すること。

防災安全・国民保護担当(主査)

- 1 職員の災害時における初動対応の訓練および研修に関すること。
- 2 消防団に関すること。
- 3 消防署および警察署および自衛隊との連携に関すること。
- 4 小災害援護に関すること。
- 5 国民保護に係る計画、訓練および連絡調整に関すること。
- 6 国民保護対策本部および緊急対処事態対策本部に関すること。
- 7 国民保護協議会に関すること。
- 8 国民保護に係る知識の普及および啓発ならびに国民保護に係る意識の高揚に関すること。
- 9 自衛官の募集に関すること。



しながわ防災体験館



他 課 と の 連 携 事 業 一 覧

土 木 管 理 課

事 業 名	連携事業内容	連携課名
地籍調査事業	事業予定箇所の情報収集等	都市計画課 都市開発課 防災課
河川占用等の許可	河川占用等の許可に係る指導・監督	河川下水道課
シェアサイクル事業	本格実施	都市計画課 文化観光課
通学路の設定・変更	道路の安全確認後、通学路の設定・変更	教育総合支援センター 道路課
ゾーン30の啓発・周知	各警察署との情報共有・路面表示	道路課
通学路安全・安心プログラム	通学路の安全・安心総点検の実施	地域活動課 道路課 庶務課 教育総合支援センター
受動喫煙防止	道路・公園における「受動喫煙」への対応	道路課 公園課 地域活動課 健康課

道 路 課

事 業 名	連携事業内容	連携課名
橋梁改修事業	橋梁の架替、維持管理	都市開発課
交通安全施設維持管理	道路標識、カーブミラーおよび防護柵等の安全施設の合同点検後の施設改善	土木管理課
道路バリアフリー事業	大井町駅周辺地区バリアフリー計画	都市計画課
人孔蓋枠等整備	執行委任 下水道局協定に伴う受託費歳入事務	河川下水道課 建築課
デザインマンホール	マンホールのデザイン協議	文化観光課
交通安全施設の整備	防護柵、反射鏡、道路標識等の整備	土木管理課
交差点改良事業	キララ舗装、すべり止め舗装、自発光式ブロック設置等	土木管理課
自転車走行空間の整備	自転車の走行帯をカラー化等	土木管理課
都市計画道路整備事業	補助205号線整備事業(Ⅲ期区間)	都市計画課 土木管理課
	補助163号線整備事業(Ⅲ期区間)	都市計画課 都市開発課 土木管理課
水とみどりのみち整備事業	道路整備工事	河川下水道課 土木管理課
無電柱化推進事業	無電柱化予備設計業務委託	土木管理課

公 園 課

事 業 名	連携事業内容	連携課名
公園・児童遊園の維持管理	運動施設の管理に伴う利用調整事務 公園等の占用許可に係る事務 公園撮影申請における区の広報活動確認事務 受動喫煙防止対策	スポーツ推進課 土木管理課 文化観光課 生活安全担当課 健康課
しながわ花海道の維持管理	運河の内部護岸上部維持管理協定等に係る調整事務	河川下水道課 道路課 東京都港湾局
公園・児童遊園整備	しながわ区民公園再整備	防災課 施設整備課
	東品川海上公園整備	河川下水道課 土木管理課 道路課 施設整備課 経理課
	子供の森公園改修	子ども育成課 河川下水道課
	戸越公園(管理詰所解体等)	施設整備課 保育課 環境課
	大井駅前公園改修	道路課 地域活動課
	八潮北公園(管理事務所改築設計等)	施設整備課 スポーツ推進課
	子どもたちのアイデア等を活かした公園づくり	子ども育成課 障害者福祉課
	大森貝塚遺跡庭園の活用	企画調整課 文化観光課 庶務課
公園バリアフリー事業	やさしいまちづくり推進計画	道路課 都市計画課
おもてなしトイレ事業	大井町駅前公衆便所改築	道路課 地域活動課
	西大井公衆便所改修	施設整備課 オリンピック・パラリンピック準備課
	青物横丁公衆便所改築	土木管理課
	公園・公衆便所の洋式化	施設整備課 道路課
緑化啓発普及事業	園芸講座・みどりの顕彰制度・緑化指導認定 水とみどりの基本計画・行動計画改定業務	環境課 都市計画課 河川下水道課
みどりと花のまちづくり事業	他課の管理用地でのみどりと花のボランティア	区有施設の管理所管課
区施設植栽管理	他課の管理用地の植栽管理	区有施設の管理所管課
街なみ緑化助成事業	生垣緑化	建築課
街角花壇維持管理	他課の管理用地での花壇管理	区有施設の管理所管課
しながわ水族館運営支援	プロモーション事業	広報広聴課 文化観光課
	施設管理 動力制御盤・電灯盤類更新工事	施設整備課

河 川 下 水 道 課

事 業 名	連携事業内容	連携課名
河川維持管理 (水質改善)	東京都事務処理特例条例に基づく立会川・目黒川の維持管理(水質改善)	環境課 土木管理課 道路課
水辺空間の整備と利活用	舟運通勤等社会実験	商業・ものづくり課 文化観光課 オリンピック・パラリンピック準備課
	ヒカリの水辺プロジェクト	企画調整課 地域活動課 文化観光課 オリンピック・パラリンピック準備課 都市計画課 土木管理課 道路課 公園課
	区有船着場の整備・改修	土木管理課 道路課 公園課
	区有船着場の管理・運営および航行マナーの啓発	文化観光課 土木管理課 道路課 公園課 防災課
	河川・運河の利用促進	文化観光課 土木管理課 公園課
津波・高潮対策事業	立会川溢水防止板設置工事	土木管理課 防災課
排水施設建設事業	第二戸越幹線整備事業	子ども育成課 土木管理課 道路課 公園課
	立会川雨水放流管建設事業	企画調整課 人権啓発課 高齢者福祉課 土木管理課 公園課 施設整備課
	浜川雨水排水管建設事業	土木管理課 道路課
下水道管改修事業	下水道管老朽化対策事業(再構築事業)	土木管理課 道路課

防 災 課

事 業 名	連携事業案内	連携課名
防災行政無線管理	防災行政無線設備更新工事	施設整備課 道路課 公園課
医療救護体制	災害医療連携会議	健康課
避難所管理	避難所運営マニュアル更新支援、学校避難所連絡会議、 学校避難所訓練	避難所となる施設の管 理所管課または学校 地域活動課
避難行動要支援者	品川区避難支援個別計画作成名簿の更新・配付、支援体 制づくりの手引きの配付	高齢者福祉課 障害者福祉課 保健センター
感震ブレーカー普及	感震ブレーカー設置助成	木密整備推進課
防災普及教育	高層マンション防災対策の強化	住宅課 地域活動課
防災訓練	地区総合防災訓練、区内一斉防災訓練	庁内全課
防災協議会	各地区防災協議会の運営	地域活動課
東京2020大会における安全 安心の確保	災害および治安対策のための対処計画作成・訓練	総務課 オリンピック・パラリンピック準備課

土木管理課

1. 交通安全対策事業（交通安全係）

区内における交通事故の死傷者数は、平成 12 年をピークに減少傾向にありますが、令和元年においては死者 2 人、負傷者 862 人と、多くの方が交通事故により死傷されています。区では、区内各警察署等と連携し、参加体験型の交通安全教育や、記憶に残る効果的な交通安全啓発活動を幅広い年代に実施することにより、交通ルールへの遵守と交通マナーの向上に努めています。

また、子どもや高齢者・障害者等の歩行者空間を確保するため、道路および交通安全施設整備（p35 参照）に係る調整を図るとともに、交通規制や交通違反の取締り強化等の申入れのほか、地域と一体となった各種施策により安全・安心な交通環境の実現を目指しています。



区内の交通事故(人身事故)件数・死傷者数

(各年末集計)

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
件 数	752 件	730 件	761 件	786 件	767 件
死 者	4 人	1 人	4 人	3 人	2 人
重 傷 者	4 人	15 人	23 人	39 人	40 人
軽 傷 者	831 人	810 人	839 人	854 人	822 人
死 傷 者	839 人	826 人	866 人	896 人	864 人

1. 品川区交通安全計画の作成と各種会議の運営

交通安全に関する総合的な施策の大綱である品川区交通安全計画（平成 28 年度から 5 ヶ年計画）および交通安全実施計画（単年度計画）を作成するため、品川区交通安全対策会議を開催しています。

また、区民が安心して暮らせる安全・円滑かつ快適な交通社会を実現するため、品川区交通安全協議会を設け、通学路の交通安全および防犯の観点から安全確保を図るため、通学路安全・安心プログラムを実施し、春と秋に交通安全運動を展開しています。



★根拠法令 交通安全対策基本法、品川区交通安全対策会議条例、品川区交通安全協議会規約、品川区高齢者交通安全教育推進委員会設置要領

会議等の名称	委員等の数（人）	年間開催数（回）
品 川 区 交 通 安 全 対 策 会 議	25	1
品 川 区 交 通 安 全 対 策 会 議 幹 事 会	30	1
品 川 区 交 通 安 全 協 議 会	62	2
品川区高齢者交通安全教育推進委員会	14	1

＊ 令和 2 年度予算額 1 4 4 千円

2. 交通安全の啓発事業等

高齢者や、幼児・児童、および自転車利用者を対象とした啓発等に重点を置き、区内警察署等と連携して交通事故防止に努めています。

★根拠法令 交通安全対策基本法



(1) 交通安全教育（令和元年度実績）

事業名（対象）	事業の概要	所轄署	会場（参加数）
スタントマンを活用した自転車安全教室（小・中学生、一般区民）	スタントマンによる事故原因、注意点の説明等	品川 大井 大崎 荏原	浅間台小学校（117名） 都立産業技術高等専門学校等（550名） 日野学園（600名） 延山小等（220名） 6回実施
高齢者交通安全モデル地区交通安全講習（高齢者）	事故事例の紹介、交通安全講習、自転車シミュレータ実技講習等	品川 大井 大崎 荏原	令和2年3月に実施予定だったため、新型コロナウイルス感染症の影響で中止
親子自転車安全教室（園児・小学生とその親等）	自転車の安全な乗り方や交通ルール・マナーの講義と自転車に係る実技講習等	品川 大井 荏原	東品川公園等（406名） 滝王子保育園等（1,378名） 戸越小（70名） 15回実施

(2) 啓発運動・表彰等

春と秋の全国交通安全運動、交通安全区民のつどい、自転車安全利用キャンペーン、交通安全功労者表彰等



(3) 啓発用冊子等の作成

品川区交通安全実施計画、交通しながら、幼児用交通安全教育本、お元気だより、ヒヤリハット地図

(4) その他

交通事故防止・啓発用立看板・電柱幕設置、通学路用バリケード設置、新入学児童用黄色い帽子の配付



＊ 令和2年度予算額 18,461千円

3. 違法駐車防止対策事業

各交通安全協会の協力を得て、指定4路線で違法駐車防止活動を毎月4回、年間48回実施しています。

★根拠法令 ・品川区違法駐車等の防止に関する条例

違法駐車防止活動における指導・啓発件数

指定重点路線名(所轄署)	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
池上通り(品川)	1,044	1,278	1,380	1,357	1,305
区役所通り(大井)	397	397	335	338	407
八ツ山通り(大崎)	575	680	726	791	807
補助26号線(荏原)	880	973	793	922	957
合計	2,896	3,328	3,234	3,408	3,479

＊ 令和2年度予算額 1,800千円

4. 交通安全協会補助事業

区内の各交通安全協会(品川・大井・大崎・荏原・東京湾岸)に対して補助金を交付し、交通安全事業の促進を図っています。

★根拠法令 ・品川区交通安全協会補助金交付要綱



＊ 令和2年度予算額 4,900千円

5. 路外駐車場に関する諸届の受理

駐車場法に規定する路外駐車場で、駐車の用に供する部分の面積が500㎡以上あり、かつ駐車料金を徴収する駐車場の諸届について審査・指導を行っています。

6. 区民交通傷害保険

東京都の条例により令和2年4月から自転車の損害賠償責任保険が義務化されました。品川区では、令和元年7月から区民交通傷害保険事業を実施しております。今後も交通事故発生時の被害者等の負担軽減を図るため区民交通傷害保険を広く周知していきます。

(1) 募集期間 令和2年5月1日から6月19日

(2) 保険期間 令和2年7月1日から令和3年6月30日

(3) 対象 品川区に在住および在勤・在学者(令和2年7月1日現在)

＊ 令和2年度予算額 544千円

7. シェアサイクル事業

品川区シェアサイクル事業は、自分の思いのままにまちの魅力を発見すること、観光スポットへのアクセス性、東京2020オリンピック・パラリンピックの新たな交通手段として、平成29年10月から開始しました。平成30年度からは他区からも利用できる広域相互利用に参加するとともに、運営事業者と災害協定を締結し、災害時の応急活動等に活用する体制を整備しています。さらに、令和元年度より法人会員となり、区職員の日常業務の移動手段としても活用しています。

内容	令和元年度
ポート	82 カ所
ラック	715 台



＊ 令和2年度予算額 613千円

2. 道路等の管理事務(土木管理係)

特別区道や区立公園を適正に管理するため、路線の認定、道路区域の決定や公園設置等の手続き、およびこれら施設の台帳整備、窓口事務を行っています。

★根拠法令 ・道路法、都市公園法、品川区立公園条例など

1. 道路現況(品川区内)

(延長：m・面積：㎡)

			平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一般国道	延長		14,639	16,539	16,539	16,539	16,539
	面積		439,681	456,306	456,306	456,306	456,306
都 道	延長		25,935	25,935	25,940	25,940	25,845
	面積		740,737	740,737	741,976	741,976	739,643
自動車 専用道	延長		17,351	17,351	17,351	17,351	17,351
	面積		565,887	565,887	567,065	585,773	567,065
特別 区道	5.5 m 未満	延長	188,517	188,460	188,471	188,625	188,798
		面積	832,568	832,766	832,470	834,319	836,144
	5.5 m 以上	延長	130,365	130,524	130,546	130,457	130,436
		面積	1,033,252	1,036,821	1,037,429	1,038,203	1,040,557
	13.0 m 以上	延長	8,495	8,532	8,532	8,478	8,400
		面積	174,945	175,892	175,892	175,006	173,795
	19.5 m 以上	延長	1,076	1,076	1,076	1,065	1,065
		面積	38,555	38,555	38,555	38,163	38,214
	合計	延長	328,453	328,592	328,625	328,625	328,699
		面積	2,079,320	2,084,034	2,084,346	2,085,691	2,088,715
	合計	延長	386,378	388,417	388,417	388,455	388,434
		面積	386,378	3,846,964	3,846,964	3,849,693	3,851,729

※東京都道路現況調書の数値による。令和元年度数値は令和3年3月公表予定

2. 道路認定および道路台帳補正等の事務

(1) 路線の認定・変更事務

道路は、一般交通の用に供する道であり、住民の生活を支える最も重要な社会基盤施設です。このため、常に安全かつ円滑に通行できるように管理しなければなりません。区が特別(品川)区道[以下区道という]として管理するために最初に行われる手続きが「道路の路線認定」です。これは、区の事業として整備した道路や再開発事業等により整備された道路を、新たに区道とする場合に、区議会の議決を経たうえで路線として認定し、告示するものです。

これにより、道路管理者である品川区は、その道路の維持管理を開始します。

また、認定された路線で起・終点等の大幅な変更や廃止をする場合は、路線の変更・廃止を同様の手続きで行います。

★根拠法令 ・道路法第8条、第9条、第10条

(2) 区域決定（変更）・供用開始事務

認定路線の道路区域を具体的に決定し、道路整備の後、供用を開始することで、道路を一般の通行に開放します。

また、細街路拡幅整備事業等による道路の部分的な拡幅等については、区域を変更し供用の開始を行っています。

★根拠法令 ・道路法第 18 条



(3) 道路台帳等補正事務

道路を円滑に管理するためには、道路とそれ以外の土地とが区分けされている必要があります。このことは、沿道の方にとっても道路領域が明確になるため重要です。このため、道路管理者は道路台帳を調製、保管し、閲覧に供することが法令により義務づけられており、区では区道の道路台帳を管理しています。

道路は随時、認定・廃止・区域変更・および道路工事等による形態変更が行われていることから、変更箇所について補正業務を実施しています。

平成 22 年度からは区条例等に基づき区有通路や法定外公共物の台帳整備も進めています。

★根拠法令 ・道路法第 28 条、品川区有通路条例第 3 条
・品川区法定外公共物管理条例施行規則第 3 条

＊ 令和 2 年度予算額 15,291 千円



3. 公園等の現況と管理事務

公園等の設置・変更・廃止の手続きを行うとともに、「公園台帳」を整備し、公園の適正管理に努めています。

また、公園管理者以外の者に施設の設置や管理に関する許可事務を行っています。

★根拠法令

- ・都市公園法第2条の2、第5条、第17条
- ・品川区立公園条例第2条
- ・品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例第3条

公園等の現況

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)	箇所数	面積(m ²)
区立公園	144	509,352	144	517,290	144	517,290	145	517,537	145	517,537
緑地	4	795	4	795	4	795	4	795	4	795
区立児童遊園	67	59,550	68	59,804	68	59,804	68	59,804	69	59,840
特定児童遊園 (防災広場)	38	15,153	38	15,153	38	15,153	39	15,342	39	15,342
特定児童遊園 (水辺広場)	10	44,656	10	44,656	10	44,656	10	44,656	10	44,656
特定児童遊園 (開放広場)	2	1,294	2	1,294	2	1,294	2	1,294	2	1,294
計	266	634,478	266	638,992	266	638,992	268	639,428	269	639,464



4. 窓口事務

(1) 土木相談等に関する事務

複数の係に関わる大型開発事業や開発指導要綱に係る建築計画等に関し、土木の総合窓口として相談を受け、関係する係との調整事務を行っています。



(2) 資料閲覧および各種証明書発行事務

道路幅員や民有地と公有地の境界確認等の問い合わせに、区では台帳図書、境界図等の閲覧およびコピーサービスを行っています。また、道路幅員、道路区域、境界確定ならびに極少道路¹の各種証明書を発行しています。

さらに、平成 21 年度より道路台帳平面図、平成 25 年度から公園調書のインターネット公開を実施しています。

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
諸証明 手数料	件数	547	541	624	691	726
	金額(円)	164,100	162,300	187,200	207,300	217,800
私用 コピー料	件数	15,625	16,981	17,822	17,722	17,562
	金額(円)	1,327,450	1,431,350	1,524,600	1,510,600	1,479,200
道路地図 頒布	件数	43	37	35	41	34
	金額(円)	31,500	25,700	24,300	26,900	25,600
合 計	件数	16,215	17,559	18,481	18,454	18,322
	金額(円)	1,523,050	1,619,350	1,736,100	1,744,800	1,722,600

* 令和 2 年度予算額 5,717 千円

(3) 土木施設管内図等の作製・頒布

道路等管理業務に必要な下記の道路地図を作製し補正しています。また、区民等の頒布要望に応え、これらの地図を販売しています。

作製地図（6 種類）	縮尺	頒布価格
品川区土木施設管内図（頒布）	1/10,000	1,000 円/枚
品川区特別区道路線番号図（頒布）	1/10,000	1,000 円/枚
品川区道路舗装種別図（頒布）	1/5,000	1,000 円/枚
品川区管内図（頒布）	1/20,000	100 円/枚
品川区管内図（頒布）	1/10,000	200 円/枚
品川区道路愛称名図（インターネット公開）	1/15,000	閲覧のみ

※販売件数等は 4. (2) の表中参照

¹極少道路：道路管理者が自動車の交通量が極めて少ないと認めて特に指定した道路。

5. その他

(1) 品川区有通路の管理

区では、道路法適用外で一般交通の用に供される道のうち、区が当該土地の所有権等を有し設置したものを、品川区有通路として適正な管理に努めています。なお、平成 22 年 4 月の区有通路条例の一部改正により、認定外道路²と公共溝渠³の一部および立体通路の 81 路線を、区有通路に指定替えをし、管理しています。

★根拠法令 ・ 品川区有通路条例

(2) 法定外公共物の管理

区では、平成 22 年 4 月に法定外公共物管理条例を施行し、認定外道路と公共溝渠（区有通路に指定替えしたものを除く）を、法定外公共物として管理しています。

これは、平成 14 年から国有財産特別措置法に基づき、区が認定外道路や公共溝渠等の財産を取得したことに伴い、これらの施設を機能別に再整理し、より一層適正な管理を図るために行ったものです。

★根拠法令 ・ 品川区法定外公共物管理条例



区有通路・法定外公共物の現況

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
区有通路	路線数	129	129	127	127	127
	延長(m)	8,833	8,833	8,738	8,738	8,738
	面積(m ²)	26,772	26,891	26,587	26,621	26,687
法定外公共物	路線数	208	205	203	202	202
	延長(m)	11,385	11,200	10,978	10,662	10,645
	面積(m ²)	20,232	19,882	19,478	18,619	18,594
合 計	路線数	337	334	330	329	329
	延長(m)	20,218	20,033	19,716	19,400	19,383
	面積(m ²)	47,004	46,773	46,065	45,240	45,281

²認定外道路：大正 8 年 4 月に旧道路法が施行された際、認定されなかった里道で、国有財産法上の公共用財産として管理されることとなった道路。

³公共溝渠：河川法および準用河川の適用を受けない水路。かつて用排水路の機能をもっていたが、現在はその機能が廃滅し多くは通路化している。

(3) 車両制限令にかかわる許可事務

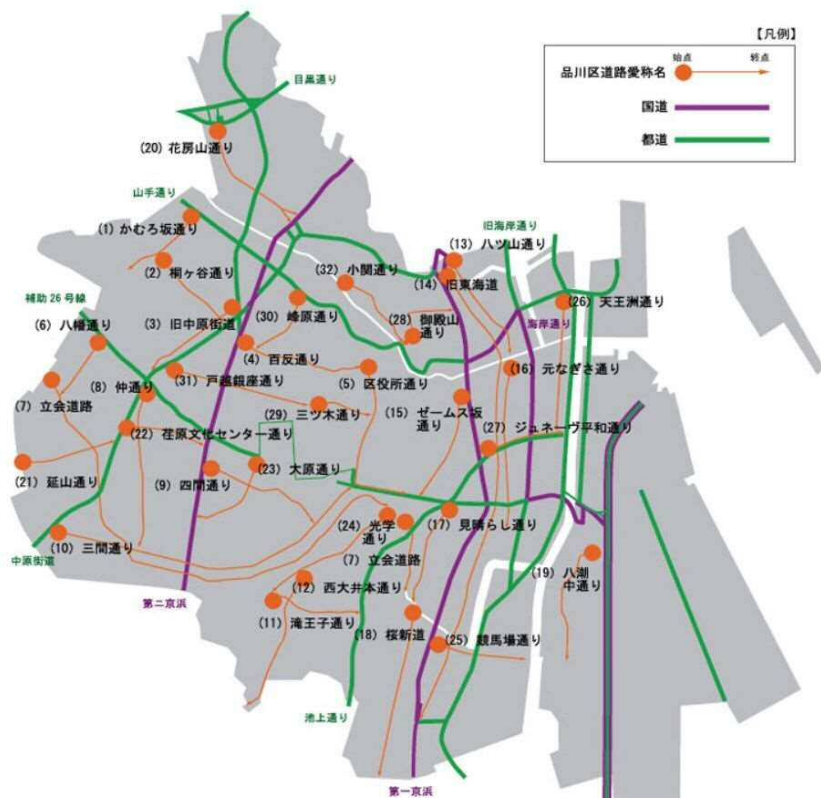
区道において、車両諸元の最高限度（車両制限令第3条）を超える車両の通行申請があった場合、車両の構造（寸法・重量等）または車両に積載する貨物が特殊であるなど、やむを得ないと認めるときは、申請に基づいて経路・時間等について必要な条件を付して、通行を許可しています。



	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
許可件数 (台数)	1,057 (4,280)	1,270 (6,016)	1,350 (9,031)	1,049 (6,214)	781 (3,793)

(4) 道路愛称名の普及活動

道路について、区民に愛着を持ってもらうために、昭和 60 年と平成 7 年に合わせて 32 の路線に從來から地元で呼ばれていた名称をはじめとして、道路愛称名を定めました。この愛称名を地域住民へ周知するため、各路線には案内標識の設置や電柱広告にも表示しています。また、品川区のホームページにも掲載しています。



※HP上のこの地図で名称部分をクリックすると、その言われなどが分かります。

3. 区道等の監察・屋外広告物取締り事務(土木監察担当)

区道等の不正使用の監察取締りや不法占用の是正指導を行っています。また、屋外広告物法および東京都屋外広告物条例に違反する屋外広告物の取締りを行っています。

★根拠法令 道路法、都市公園法、河川法、屋外広告物法、東京都屋外広告物条例等

1. 区道等の監察

区道等は、一般交通の用に供される公共の施設であり、道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれのある行為は、速やかに是正されなければなりません。

立看板・商品陳列等による区道等の不正使用に対する是正指導や、道路を正しく利用してもらうため、交通管理者(警察)、商店街と連携して定期的に合同パトロールや啓発活動を実施しています。



2. 屋外広告物取締り事務

屋外広告物は、都市の美観を維持し、または公衆に対する危害を防止するため、屋外広告物法および東京都屋外広告物条例により規制されています。

公道、公園等の公共施設や電柱等に掲出された違反となるはり紙の除却は、特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例に基づき、区が行っています。また、違反広告物除却のボランティア(しながわ景観美化隊)を募り、区長から委嘱を受けた23団体、235名が違反はり紙の除却活動を行っています。



* 令和2年度予算額 7,098千円

区道等の不正使用に対する指導数および違反広告物等の除却件数

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
指導数	商品せり出し	803	789	897	630	617
	路上生活者	0	0	0	1	0
	不法占拠等処理	76	109	79	82	82
	放置屋台	0	0	0	2	1
	その他	511	358	269	488	767
撤去数	カラーコーン	400	599	686	993	721
除却枚数	違反はり紙等	70,088	64,295	71,006	52,368	50,842

4. 道路等境界確定事務・地籍調査事業（境界確定係）

品川区では、隣接土地所有者より申請のあった道路・公園等との境界を確定することや公共基準点等の保守管理を行っています。また、平成16年度から開始した地籍調査事業の推進により、境界確定実績の向上に努めています。

1. 道路・公園等公有地管理事務

道路、公園等の境界および区域を明確にし、境界石（杭・プレート）にて表示することにより、適正な管理を図ります。

※ 令和2年度予算額 19,734千円

★根拠法令 品川区防災まちづくり部所管公有地境界確定事務取扱要綱
道路区域標示事務取扱要領、品川区有通路条例
品川区法定外公共物管理条例、道路法、民法

（1）境界確定実績

区が所有している道路、公園等と隣接する土地との境界を定めます。（単位：件）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
民間等 ⁴	道路	277	285	211	234	247
	公園	10	3	6	5	9
管理者 ⁵	道路	7	10	4	7	8
	公園	2	0	1	1	3
合 計		296	298	222	247	267

（2）道路区域決定実績（道路法18条）

道路法が適用される道路の範囲を定めます。（単位：件）

件 数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	16	9	13	5	7

（3）支障境界石等申請

公園や道路等に設置されている品川区の境界石（杭・プレート）が工事等により移動する恐れがある場合、申請に基づき工事着手前に立会い、工事しゅん工後、申請者立会いのもと再度確認します。（単位：件）

件 数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
	232	214	229	107	169



境界・道路区域の標識

⁴ 民間等：土地所有者または東京都、国による申請。

⁵ 管理者：道路、公園等の管理者による申請。

2. 地籍調査事業

平成 16 年度から、災害時の早期復旧やまちづくりに寄与するため、地籍調査事業⁶を開始しました。令和元年度は国の第 6 次国土調査事業十箇年計画のもと、小山二丁目・小山一丁目一部（測量・立会）、大井二丁目（測量・立会）で街区調査⁷を行いました。

令和 2 年度から新たに始まる第 7 次国土調査事業十箇年計画により、北品川三丁目一部（測量・立会）、大井七丁目（測量・立会）で街区調査を行います。

* 令和 2 年度予算額 37,572 千円

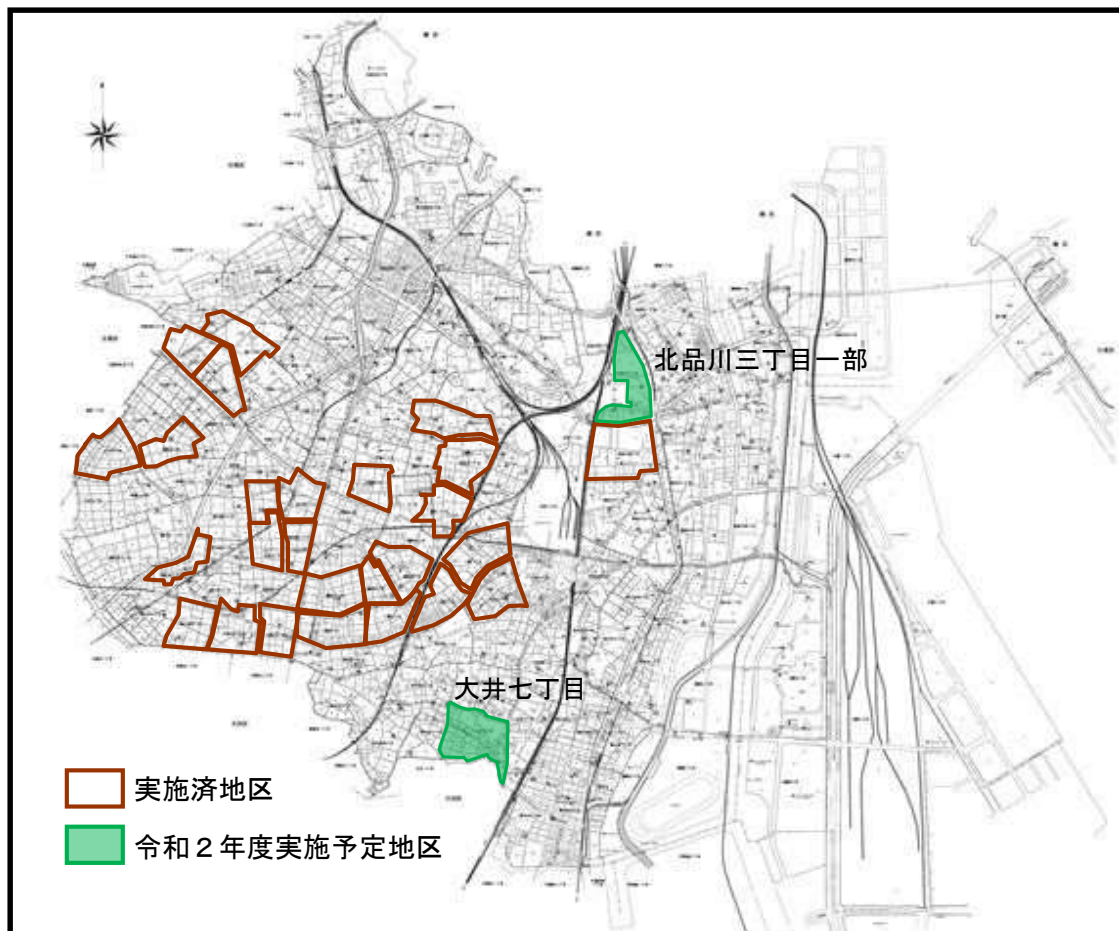
★根拠法令 国土調査法、国土調査促進特別措置法



地籍調査の立会い状況



地籍調査の境界の標識



⁶ 地籍調査事業：土地の状況を正確に把握することにより境界紛争等の防止や災害発生時の早期復旧等に役立たせるため、一つ一つの土地について所有者・地番・地目・境界・面積の調査を行い「地籍図」や「地籍簿」を作成する事業。

⁷ 街区調査：一つ一つの土地の調査に先行して、道路等(官有地)との境界を調査、測量するもの。

3. 公共基準点整備事業

公共基準点は、民間や公共の建設に係る事業において土地の位置や地盤高さなどの基準となります。また、道路台帳の整備、境界測量、公共事業等の各種測量の基準として使用するため設置し、標識により示した点です。品川区が管理する主な公共基準点は2級・3級基準点、街区基準点になります。

★根拠法令 測量法第34条、国土調査法第3条

(1) 2級基準点

2級基準点は国や都が設置した基本基準点・1級基準点に基づき、おおむね500m間隔で建物の屋上や公園等に設置した標識です。

(2) 3級基準点

3級基準点は2級基準点に基づき、おおむね200m間隔で道路・公園等の公共施設にした標識です。

2級および3級基準点の設置数 (単位:点)

2級基準点	3級基準点
48	311

(3) 街区基準点

街区基準点は、国土交通省が地籍調査の基礎的データを整備する都市再生街区基本調査において、国土調査法に基づき設置した基準点です。

平成18年度に国土交通省から品川区に移管されました。

移管を受けた街区基準点の数 (単位:点)

街区三角点 ⁸	街区多角点 ⁹
8	47

(4) 基準点管理

品川区では、公共基準点の設置にあたり、施設管理者から使用許可および占用許可を受け、基準点の保持を図っています。

また、基準点の成果を維持するため、現況調査および亡失箇所の復元を実施しています。

(5) 使用承認

基準点に関する資料を閲覧、使用する場合は、品川区公共基準点運用基準に基づいて申請していただきます。



測量実施状況



3級基準点標識
(2級基準点も同形状)



街区多角点標識

⁸ 街区三角点：街区基準点の種類で2級基準点相当の基準点。

⁹ 街区多角点：街区基準点の種類で3級基準点相当の基準点。

5. 道路占用等の事務・掘削調整（占用係）

道路を通行以外の目的で使用する（「道路占用」といいます）は、原則として禁止されています。しかし、電気・電話・上下水道・ガス等の施設や建築用足場など、区民の生活上必要不可欠なものの設置については、国道、都道、区道を管理するそれぞれの道路管理者が一定の基準により道路占用を認めています。

★根拠法令 ・道路法・品川区道路占用料等徴収条例・品川区道路占用規則
 ・都市公園法 ・品川区立公園条例 ・法定外公共物管理条例
 ・河川法 ・特別区における東京都の事務処理特例に関する条例

1. 道路占用等の許可・指導監督

区では、道路法に基づき申請のあった道路占用について、内容を審査し、道路交通への支障等を考慮し許可しています。

また、道路の掘削・復旧工事が伴う占用工事については、道路の保全を図ることから指導監督を行っています。

公園、河川、法定外公共物についても、法令に基づく道路と同様の占用制度があり、各々の基準に基づき占用許可を行っています。また、その占用工事の指導監督を行っています。

なお、平成 31 年度、3 年毎の固定資産税評価額の評価替えに合わせて、道路、公園、法定外公共物の占用料単価を改定しました。

主な占用許可等の状況

（令和元年度実績）

種 別	数 量		種 別	数 量		種 別	数 量	
地下電線	332,298 m		埋 設 管路類	NTT	787,348 m	公園占用	438 件	
架 空 線	983,337 m			その他	20,176 m	(内ロケーション等 ¹⁰	225 件)	
電 柱	東電	8,585 本	電柱等 広告	合計	1,625,779m	河川占用	211 件	
	NTT	4,093 本		添架	451 枚	法定外	166 件	
	合計	12,678 本		巻付	3,256 枚	公共物		
埋 設 管路類	ガス管	276,848 m	袖看板	1,037 個		掘削工事	大規模	222 件
	東電	541,407 m	足場等	755 m ²			小規模	1,721 件

※公園占用のロケーション等の件数は占用料の免除分を含める（225 件内有料 159 件、免除 66 件）

＊ 令和 2 年度予算額(歳出) 1 5, 2 1 8 千円

＊ 令和 2 年度予算額(歳入) 1, 4 4 4, 5 4 3 千円

¹⁰ ロケーション等：写真および動画撮影。占用料金を免除されるものは、区の文化観光事業によるもの。

2. 道路工事調整協議会

道路工事には、道路管理者が行う工事（区道であれば区の道路工事）の他に道路管理者以外が行う工事があります。その中でガス管や水道管などを埋設し、工作物、物件等の占用の許可が伴う工事が占用工事です。区では、非効率な道路の掘り返しや、工事による道路交通および近隣住民への影響を最小限にするために関係者と道路工事の時期や優先順位などを調整する会議を年4回開催しています。

今年度の協議会開催予定

- ・ 6 月 （第2四半期分道路工事調整協議会）
- ・ 9 月 （第3四半期分道路工事調整協議会）
- ・ 12 月 （第4四半期分および長期道路工事調整協議会）
- ・ 3 月 （令和2年度年間分道路工事調整協議会）

3. 屋外広告物の許可

（1）許可事務

屋外広告物は、都市の美観を維持し、落下や倒壊などによる区民への危害を予防するため、屋外広告物法と東京都条例により規制されています。対象となる広告塔、広告板、電柱利用広告等の許可事務等については、区が窓口となり、都の条例に基づいた事務の一部（設置・変更等の許可、手数料の徴収等）を行っています。



★根拠法令

- ・ 屋外広告物法
- ・ 東京都屋外広告物条例
- ・ 特別区における東京都の事務処理特例に関する条例

主な屋外広告物許可の推移

種 別 \ 年 度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
広告塔	数量(基)	31	33	36	33	39
	総数(基)	101	101	102	105	111
広告板	数量(基)	1,540	1,306	1,775	2,472	3,048
	総数(基)	3,181	3,529	4,067	5,655	7,289
電柱利用広告	数量(枚)	4,737	4,674	4,360	4,171	3,940
標識利用広告	数量(枚)	165	149	158	156	144
車体利用広告	数量(台)	1,679	1,213	1,957	2,259	2,356

4. 道路工事の施行承認許可・指導監督

占用工事の他、道路管理者以外の者が道路工事を行う場合は、道路管理者の施行承認を得て行うこととなっています。新たに設けるための歩道の切下げ工事や、支障となるガードパイプ撤去等の工事に要する費用については、申請者が費用を負担し、区の指導監督のもと承認工事を行なっています。



歩道切下げ工事例
(車の出入りのため、歩道のブロックを斜めにする等の工事)

★根拠法令 ・ 道路法(第 24 条等)

＜承認工事の例＞

- ・ 車庫を設けるため、支障となるガードパイプの撤去および歩道の切下げ工事
- ・ 建築工事等に伴い、道路に影響を与えた箇所の修繕工事

道路工事施行承認申請実績

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	197	170	221	180	220

5. 沿道掘削工事の審査・指導監督

品川区は、区が管理する道路の全ての沿道を「沿道区域¹¹」に指定しています。

この沿道区域で、建築工事等に伴う一定規模以上の掘削工事が行われる場合は、道路構造や、交通が受ける影響を予防するため、沿道区域の土地等の管理者に、沿道掘削届の提出を求めています。

区では、この届出に基づき、土留め構造等について審査し、当該管理者に対して指導監督を行っています。

- #### ★根拠法令
- ・ 道路法（第 44 条等）
 - ・ 品川区沿道区域指定の基準に関する条例



沿道掘削届実績

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
件数	69	87	104	69	71

¹¹ 沿道区域：道路に接する敷地において、接する道路幅員の 1/2 の範囲内を区域とする。

6. 道路管理システムによる効率的な業務推進

区内では、占用企業者¹²等による道路工事が数多くまた、複数区にまたがる工事が実施されています。そのため、東京 23 区一体で、一般財団法人道路管理センターが構築・運営している道路管理システムや電線共同溝システムを用いて、道路の占用工事等にかかわる業務や占用物件の管理を行っています。

これらのシステムを利用することにより、道路の占用許可等を、迅速に実施することにより効率的な道路工事調整を行っております。



¹² 占用企業者…上下水道、鉄道、電気、電話、ガスなどの公益企業者

6. 放置自転車対策事業(自転車対策係)

駅周辺の広場や道路等に、通勤、通学、買い物等に利用する自転車やバイクが無秩序に放置され、全国的な社会問題となっています。区においても、駅周辺に1,206台/日(令和元年10月調査)の自転車等が放置されており、歩行者への通行妨害、災害時の緊急活動の阻害、道路機能の低下、都市環境の悪化等の要因となっています。

そのため区では、自転車等駐車場の整備や放置自転車等の撤去・保管・返還・指導啓発等の事業を実施しています。

武蔵小山駅周辺放置禁止区域の拡大及び対策の強化



放置自転車撤去の様子



放置状況(武蔵小山駅周辺)

自転車等駐車場の整備

(令和2年度大森駅水神口自転車等駐車場集約化工事)



＜閉鎖＞駅前住宅前駐輪スペース(北側)



＜集約先＞大井水神公園

★根拠法令

- ・ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ・ 品川区自転車等の放置防止および自転車等駐車場の整備に関する条例

＊ 令和2年度予算額 504,480千円

1. 自転車等駐車場の設置

区営自転車等駐車場については、現在、区内18駅に26箇所設置しています。駅周辺での適地の確保が困難な状況にありますが、今後とも国、都、鉄道事業者等に用地提供および設置を強く働きかけます。また、増加するチャイルドシート付電動アシス

ト自転車受け入れのため、ラック設置幅の拡幅や平置きスペース確保等の整備を、順次、実施したことにより、平成 29 年度以降、収容台数を変更しました。

区内の自転車等駐車場における収容可能台数 (単位：台、〔 〕は箇所数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
区 営	8,646 [26]	8,646 [26]	8,833 [26]	8,675 [26]	8,623 [26]
民 営	6,545 [36]	6,545 [36]	6,766 [37]	6,782 [38]	7,648 [39]
計	15,191 [62]	15,191 [62]	15,599 [63]	15,457 [64]	16,271 [65]

※平成 29 年 4 月 1 日大森駅に地下機械式駐輪場が開設しました。

2. 自転車等の放置防止対策

区では、自転車等駐車場を設置した駅周辺地域を放置禁止区域に指定し、放置された自転車等については、撤去や指導啓発・警告を行い、放置自転車等の解消に努めています。なお、令和 2 年 4 月から武蔵小山駅周辺の自転車・バイク放置禁止区域を拡大し、放置自転車等の指導および撤去活動を強化しています。

また、区では、八潮北保管所および不動前保管所において、撤去した自転車等の保管・返還業務を行っています。返還業務の利便性・効率性向上のため庁舎と保管所をオンラインで結ぶ撤去自転車管理システムを稼働させているほか、保管所の返還業務時間も年末年始を除く毎日午前 10 時から午後 7 時に設定しています。

撤去台数と撤去後の措置状況の推移

(単位:台)

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	自転車	バイク	計	自転車	バイク	計	自転車	バイク	計
撤 去	12,827	125	12,952	12,082	84	12,166	10,850	107	10,957
返 還	8,201	65	8,266	7,961	50	8,011	7,178	63	7,241
処 分	4,060	63	4,123	3,306	33	3,339	3,346	38	3,384
リサイクル	582	0	582	502	0	502	425	0	425

	平成 30 年度			令和元年度		
	自転車	バイク	計	自転車	バイク	計
撤 去	9,644	39	9,683	8,674	34	8,708
返 還	6,275	15	6,290	6,033	14	6,047
処 分	2,933	0	2,933	2,206	0	2,206
リサイクル	361	0	361	319	0	319

※返還、処分及びリサイクルの合計台数と撤去台数が異なる理由は、撤去した自転車が年度内にすべての返還等の手続きが実施できないためです。

撤去自転車等に対する返還の推移

(単位：%)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
返還率	63.8	65.8	66.1	65.0	69.4

<保管所>

八潮北保管所 品川区八潮 1 丁目 3 番 1 号 Tel03-3790-8820

不動前保管所 品川区西五反田 3 丁目 11 番 14 号 Tel03-5436-8885

返 還 日 毎日（年末年始を除く）

業 務 時 間 午前 10 時 ～ 午後 7 時

保 管 料 自転車 3,000 円 バイク 5,000 円

3. リサイクル事業

区では、撤去自転車を再生自転車として区民に販売する団体（ふれあい作業所、東京都自転車商協同組合品川・荏原支部）や国内外への供与など、広範囲にリサイクルを実施しています。

撤去自転車に対するリサイクル自転車の内訳

（単位：台）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
区内リサイクル分	582	457	425	361	319
国内外供与分	0	45	0	0	0
計	582	502	425	361	319

※平成 28 年 4 月に、黒田電気（株）からの要請に基づき、タイの学校に 45 台供与しました。

道

路

課

1. 道路等の維持管理

道路のうち、区道として認定された路線は条例に定められた幅員・構造などの基準に従い、区が管理を行います。

★根拠・法令 道路法、河川法、電気事業法、区条例¹

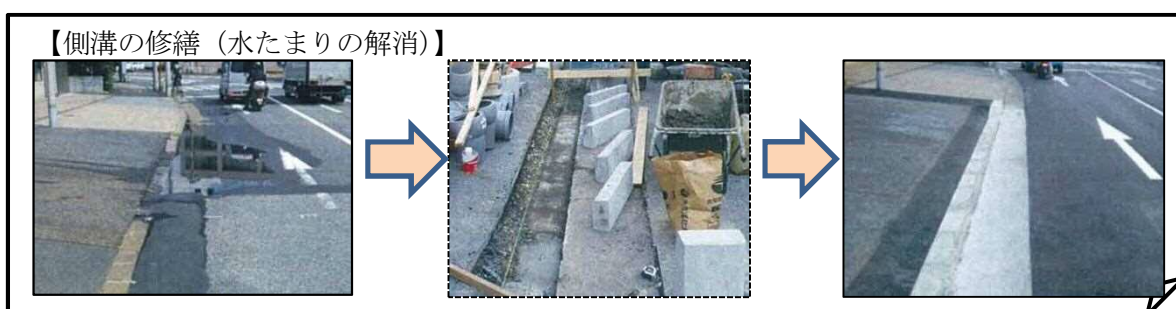
1. 路面維持管理（道路維持担当＜維持＞）

（1）路面の維持管理

区道を常に良好な状態に保ち、安全で円滑な交通を確保するため、路面の維持補修および清掃作業等を行っています。また平日の巡回点検に加え、区役所閉庁時（土日祝日等）にも巡回点検を行っています。

【主な作業内容】 ① 小規模な路面のひび割れ、段差等の維持修繕

② 側溝²・^{しゅんせつ} 樹の維持修繕、^{しゅんせつ} 浚渫³ ③ 路面の清掃



* 令和2年度予算額 641,149千円

（2）AI⁴等を活用した道路点検パトロール業務

道路に損傷等が無いかが把握するため、日々、巡回点検を行っております。

令和元年10月より、点検車両に搭載したドライブレコーダーの撮影データをAI画像解析し、路面のひび割れ等を検知する新たなひび割れ解析機能を導入しました。これまでの路面段差検知システムとあわせて、より効果的な点検を実施していきます。

【AIを活用した新道路点検システムの仕組み】

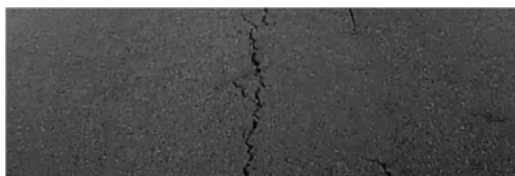


¹ 区条例：品川区道路の構造の技術的基準に関する条例、品川区道路標識の寸法に関する条例、品川区道路の移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例。

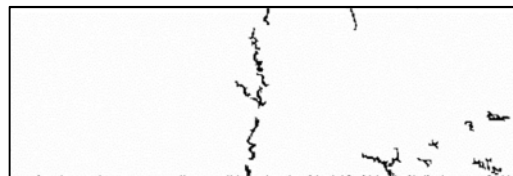
² 側溝：道路の端にあり、道路の雨水を集め、下水道管とつながっている桝へと誘導するもの。

³ 浚渫：桝や管などを掃除し、ゴミや泥などを排除すること。

⁴ AI:Artificial Intelligence の略で、人間の知的営みをコンピュータが代わりに行って行く技術



ドライブレコーダーから抽出した路面画像



画像から解析したひび割れ箇所

＊ 令和２年度予算額 20,913千円

(３) 街路樹等の維持管理

道路環境の整備と街の緑化を推進するために、街路樹や植樹帯を配置し、適時、剪定・除草・支柱取替および害虫防除等を行っています。

＊ 令和２年度予算額 181,721千円

(４) 品川区水辺千本桜計画

平成30年度より進めてきた目黒川をはじめとした水辺千本桜計画が、令和2年度に完了します。令和２年度は10本の桜を植樹し、既存の桜と合わせて1,000本の桜となります。また、植樹費用の一部に充てるため、ふるさと納税を活用した寄附を公募しています。

【令和元年度新たに植樹した桜】



【記念プレート設置】



＊ 令和２年度予算額 1,767千円

2. 交通安全施設整備（道路維持担当＜安全＞）

(１) 交通安全施設（防護柵、反射鏡、道路標識等)の維持修繕

全ての区民を交通事故から守るとともに、車両等の運転者に対しても安全で安心な道路環境を確保するため、防護柵（ガードレール等）¹、反射鏡（カーブミラー）²、道路標識、区画線、ゾーン 30 路面表示、スクールゾーンカラー表示³等を適正に管理しています。

＊ 令和２年度予算額 5,892千円

¹ 防護柵：歩行者や道路沿いの建物を保護し、歩行者・自転車のみだりな横断を抑制する目的で設置された柵

² 反射鏡：交差点において、建物などにより死角となる方向の道路の様子を手前から見えるように設置された鏡

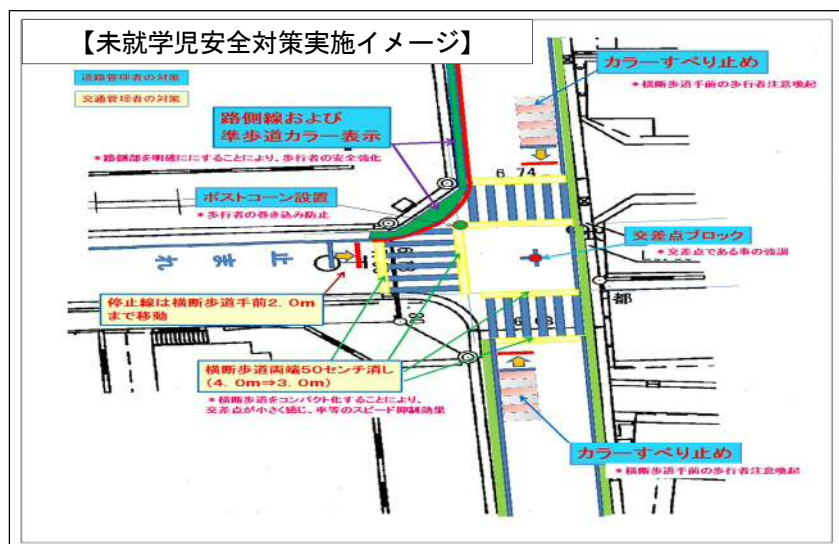
³ スクールゾーンカラー表示：小学校の通学路において、登校時（7:30～8:30）の安全確保のために車両の進入禁止規制をしているエリアの入口部分の路面に設置している法定外標示

(2) 交通安全施設（防護柵、反射鏡、道路標識等）の整備

防護柵（ガードレールなど）、反射鏡（カーブミラー）、道路標識、区画線などの交通安全施設は、道路本体の機能を補完するものです。また、路側帯等のカラー標示を行うことで、さらなる交通環境の向上を図っています。

本年度は、令和元年5月に発生した保育園児を含む死傷事故を受け、保育園などの周辺や未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検を実施した結果に基づき、令和元年度に引き続き交通安全施設整備を実施します。

また、自転車走行環境整備が完了している各路線の連続性を持たせる区間の整備を行い、自転車の通行区分を明確にすることで、交通安全の向上を図ります。



※ 令和2年度予算額 119,870千円

(3) 交差点改良

交通事故が多発している交差点を中心に、夜間高視認性舗装¹（キララ舗装）工事、すべり止め舗装²工事、自発光式のブロック³設置などの安全対策を行います。

＜交差点改良年度別実績＞

（単位：箇所）

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
整備数	11	9	14	6	9



※ 令和2年度予算額 16,610千円（20箇所）

¹ 夜間高視認性舗装：夜間に車のヘッドライト等により反射する材料を混入した舗装

² すべり止め舗装：すべりにくくするための微細な材料を混入した舗装

³ 自発光式のブロック：太陽電池により、夜間赤色に点滅するブロック

3. 電気設備等の設置管理（電気設備係）

（１）街路灯、私道防犯灯の維持管理

区が管理する街路灯（橋梁灯、歩道橋灯含む）および私道防犯灯が、安定して機能するよう、ランプ類の取替え、小破修理等の維持管理を行っています。

＜街路灯維持管理年度別管理基数＞

（単位：基）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
管理総数	18,930	18,855	18,812	18,820	19,015
街路灯等	13,525	13,469	13,449	13,477	13,687
私道防犯灯	5,405	5,386	5,363	5,343	5,328

（各年度末現在）

＊ 令和 2 年度予算額 190,850 千円

（２）街路灯等の整備

老朽化した街路灯、私道防犯灯の建て替えに合わせて、地球環境保全の立場から、本年度は 2,140 基を LED 型街路灯に建て替えていきます。

また、これまでの実績として、令和 2 年 3 月末現在で 8,782 基、設置率 46.2% が LED 型街路灯に建て替え等を行っています。

＜街路灯建替年度別実績＞

（単位：基）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 ¹	平成 30 年度	令和元年度
建替数	1,464	1,457	1,809	1,725	1,610

（各年度末現在）



【LED 型街路灯】



＊ 令和 2 年度予算額 211,680 千円

¹ 平成 29 年度：平成 29 年 8 月 16 日に水銀による環境汚染の防止を目指した「水銀に関する水俣条約」が発効されたことにより、使った製品の製造や輸出入が令和 2 年 12 月 31 日以降禁止となる。

2. 路面改良事業

人や車が、日々、安全で快適に利用できるようするため、舗装や側溝の改修および地球温暖化防止対策などを行っています。

★根拠・法令 道路法

1. 路面等改良費（道路維持担当〈工事〉）

（1）路面・側溝改良工事

車両通行による振動・騒音の軽減、また、車両の走行の安全性、快適性を確保するため、老朽化した道路の舗装の打替えや側溝改修を計画的に実施しています。

本年度は、路面改良 5,000 m²、側溝改良 1,000 mを行います。

（2）掘さく道路復旧工事

区が改修工事を予定している路線で、各占用企業者に先行して工事を行わせ仮舗装をしてもらいます。その後、本復旧工事を区が受託し、道路改修工事に併せて施工します。

（3）人孔蓋枠等整備工事

区道改修工事等の際、東京都下水道局から人孔蓋枠¹等の高さ調整および導水管補修²工事を受託し、道路改修工事と一体的に施工します。これにより工期を短縮し、沿道への影響を少なくすることができます。

（4）雨水流出抑制工事

治水対策として歩道の透水性を高めるとともに雨水浸透柵³を設置し、雨水を地下に浸透させ、雨水が短時間に下水道管や河川に流れ出ることを抑制して都市型水害⁴の軽減を図ります。令和元年度末までの整備個数は、4,797 個です。

本年度は、雨水浸透柵 20 個を設置する予定です。

＜雨水浸透柵設置数年度別実績＞

（単位：個）

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
設置数	17	20	11	15	16

（5）涼のみち整備工事

地球温暖化防止対策の一環として環境に配慮した舗装⁵を整備しています。

本年度は立会道路に 2,750 m²の遮熱性舗装を実施します。

¹ 人孔蓋枠：地下にある下水道管を管理するため、作業員が地上から出入りするように地面に設置した蓋とその枠。

² 導水管補修：下水を流すため、陶器や塩化ビニール等で作られた管。区の工事では主に塩化ビニール製を使用する。

³ 雨水浸透柵：雨どい等から流入する雨水を受け、側面や底面の孔(あな)から、雨水を地中へ浸透させる構造の柵(ます)。

⁴ 都市型水害：大都市に発生する特有の水害で、街がアスファルトやコンクリートに覆われているため、降った雨が下水道管や河川に一気に集中して起こる水害。

⁵ 環境に配慮した舗装：表面に近赤外線を反射させる遮熱性塗装を施し、蓄熱を抑えて路面温度を低減させる舗装。

(単位: m^2)

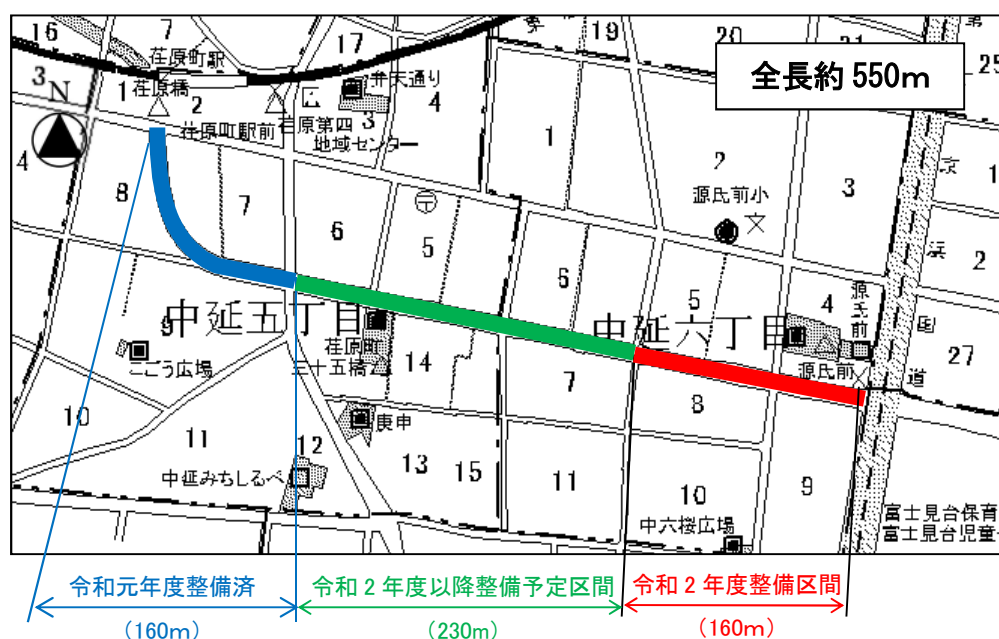
年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
整備面積	—	1,426	1,250	943	1,744

* 令和2年度予算額 649,798千円

2. 水とみどりのみち整備事業（道路建設担当）

(1) 立会川緑道整備

区民にとって身近で安全な歩行空間や、憩いの場となる緑道の整備をするため、歩行者と自転車利用者が共に安全に通行できる道路環境を整備するなど地域課題の解決に向け取り組んでまいります。令和2年度は、約160mの整備を行います。



* 令和2年度予算額 107,300千円

3. 道路バリアフリー事業

福祉のまちづくりの一環として、誰もが安心して安全に通行できるよう歩道や側溝の段差改善、視覚障害者誘導用ブロック等の設置を行い、歩行環境の向上を図っています。

★根拠・法令 道路法・区条例¹

1. バリアフリー工事(道路維持担当<工事>)

- ・側溝段差解消 40箇所 歩道平坦化 10箇所
- ・視覚障害者誘導用ブロック設置 100m

¹ 区条例：品川区道路の構造の技術的基準に関する条例、
品川区道路の移動円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例

2. 面的バリアフリー工事(道路建設担当)

- ①大井町駅周辺バリアフリー工事 (光学通り) 120m
 ②大井町駅周辺バリアフリー工事 (ゼームス坂通り) 180m

＜バリアフリー工事年度別実績＞

年 度	平成 27 年度	平成 28 度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
側溝段差解消	10 箇所	18 箇所	9 箇所	13 箇所	30 箇所
歩道平坦化	49 箇所	33 箇所	22 箇所	28 所	79 箇所
視覚障害者誘導ブロック設置	204.6m	228.9m	184.7m	343.8	1202.2m



【令和元年度 バリアフリー工事施工状況】



* 令和2年度予算額 140,212千円

4. 道路整備事業

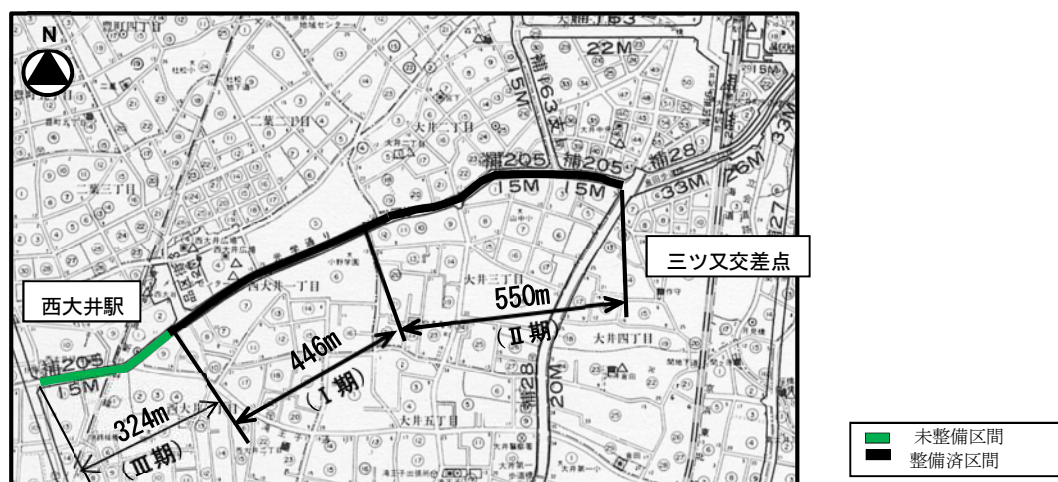
★根拠・法令 道路法、都市計画法、電線共同溝の整備等に関する特別措置法

1. 都市計画道路事業（道路建設担当・用地担当）

（1）補助205号線整備事業

補助205号線は、区を中心核である大井町駅周辺と西大井地区を結ぶ横断軸道路として整備するとともに、沿道地域の都市基盤の整備、交通安全、防災対策の向上を図るための地区幹線道路としても整備を進めています。

令和2年度は、未整備区間（Ⅲ期）の整備に向けて、埋設物等の調査を行うとともに、関係機関と協議を行っていきます。



＊ 令和2年度予算額 1, 226千円

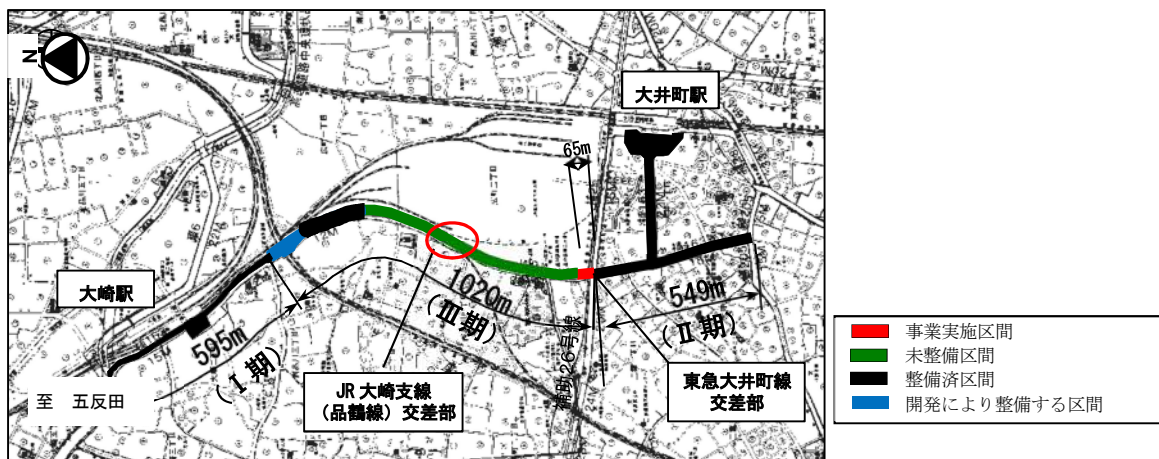
（2）補助163号線整備事業

補助163号線は、五反田・大崎・大井町を結ぶ区の重要な都市軸道路であり、現在整備が進められている補助26号線の開通により予想される大井町駅周辺の交通渋滞の解決策として、その整備は急務の課題となっています。

既に、大崎駅周辺のⅠ期区間と大井町駅前および26号線から205号線までのⅡ期区間は、整備が完了しています。

Ⅲ期区間約1,020mのうち、東急大井町線高架下から区役所前の約65mの区間については、令和元年度に大井町線高架橋架替工事が完了し、令和2年度は電線共同溝整備工事を予定しています。

また、未整備区間のうち、下図赤丸部の大崎支線交差部について概略設計を行い、事業認可取得に向けた検討を行います。



* 令和2年度予算額 320,087千円

2. 無電柱化推進事業（道路建設担当）

区道の無電柱化を推進するため、品川区無電柱化推進計画に基づき、令和2年度は防災性向上のために特に重要で整備効果の高い4路線について無電柱化予備設計業務委託を実施します。

整備路線		整備延長
①	競馬場通り	約400m
②	文庫の森～補助26号線	約120m
③	文庫の森～戸越銀座通り	約200m
④	旗の台駅～昭和大学病院	約170m



* 令和2年度予算額 18,239千円

5. 橋 梁 等 の 維 持 管 理

★根拠・法令 道路法、河川法

1. 橋梁等の維持管理（工務係・道路維持担当＜維持＞・電気設備係）

河川等に架かる橋や横断歩道橋等の橋面¹舗装・橋桁²塗装・高欄³の維持補修を行います。また、バリアフリーを推進するために設置した大森駅歩道橋エスカレーター、大崎駅東口・西口・新西口・八潮橋・西五反田・百反歩道橋・勝島歩道橋にある各エレベーターの日常点検や運行管理を行っています。

【百反歩道橋エレベーター】



*令和2年度予算額 74,514千円

6. 橋 梁 改 修 事 業

★根拠・法令 道路法、河川法、港湾法

1. 橋梁改修事業（工務係）

区は、平成27年度に更新した「橋梁長寿命化修繕計画⁴」計画に基づいて橋梁のきめ細かな点検と先を見通した修繕工事を行います。

令和2年度は11橋の補修工事と2橋の撤去工事を実施します。また、台風第15号で被害を受けた2橋について復旧工事を実施します。

【 橋梁改修事業年度別実績 】

（単位：橋）

年度 項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
補修工事	4	1	3	8	2
耐震工事	2	3	4	—	—

注：補修工事と耐震工事が同時期に施工している場合はそれぞれに計上

¹ 橋面：橋の表面で、人や車などが通行するところ。

² 橋桁：橋の横側や裏側などの部分。橋をさびや腐食から守るために表面は塗装されており、劣化への対策として、一定期間で塗装をやり直す必要がある。

³ 高欄：橋を渡る人や車が、下に落ちないようにするための柵や手すり。欄干。

⁴ 橋梁長寿命化修繕計画：当初設定されていた設計耐用年数を、効率的・効果的な対策を行うことで延命させること。令和2年4月改定予定。

(1) 橋梁長寿命化の推進

「橋梁長寿命化修繕計画」を基に対象橋梁の補修工事を実施します。

【補修工事（橋梁側面部の補修）】・・白金栈道橋

<施 工 前>



橋の側面にひび割れが発生

<施 工 中>



線路上から作業

<施 工 後>



補修材による修繕

【橋梁点検状況】・・大森駅歩道橋



【令和2年度 主な工事箇所】 補修工事



大井鹿島橋

撤去工事



要津橋・要津歩道橋



桜新道歩道橋

* 令和2年度予算額 838,700千円

公

園

課

1. 水とみどりの基本計画・行動計画¹

★根拠・法令

品川区みどりの条例、都市緑地法

1 計画の目標と基本方針

(1) 将来像

これまで行ってきた緑地や水辺の整備を継承しつつ、生涯教育や生態系の保護、防災などの方向を充実させ、行政が中心となって進めてきたことを、多様な担い手が、多様な手法で進めていくことを基本的な考え方とし、「水とみどりがつなぐまち」を将来像に掲げています。

将来像：水とみどりがつなぐまち

将来像のイメージ

- ・ 区内の4分の1がみどりで覆われています
- ・ 人と生き物でにぎわう水辺が復活しています

(2) 基本方針

- ・ 方針1：区民の安全や生き物の命を支える水とみどりを守り育てる
- ・ 方針2：水とみどりが身近にある豊かな暮らしをつくる
- ・ 方針3：品川らしい水とみどりを継承しまちづくりに活かす
- ・ 方針4：区民と行政が一丸となって水とみどりを育む

(3) 計画の目標

目指す将来像に向けて、取組みの成果を総合的に評価するため、計画期間（令和3年まで）の水辺およびみどりの目標を、次のように設定しました。

■みどりに関する目標

みどり率を22.6%とする

(R2現在21.1%)※

■水辺に関する目標

水辺に親しめる空間を

5箇所以上整備・開放する

※令和元年度に行ったみどりの実態調査の結果より

令和2年度から基本計画、行動計画の改定作業を実施し、令和3年度にパブリックコメントを行った後に改定する。

※ 令和2年度予算額 20,386千円

¹ 水とみどりの基本計画・行動計画：平成24年6月策定

2. 緑化の推進（みどり豊かなまちづくり）

★根拠・法令

品川区みどりの条例、品川区緑豊かな街なみづくり助成要綱、
品川区屋上緑化等助成要綱、品川区みどりと花のボランティア実施要綱、
品川区マイガーデン設置要綱

1 区民のみどりづくり支援

（1）緑化啓発普及事業（みどりの係・公園維持担当）

①園芸講座

緑化の啓発・普及を図るため、花苗の寄せ植えなどの園芸講座を開催します。

1 回 50 名 × 2 回開催

また、「品川区環境情報活動センター」を活用した園芸講座を開催します。

年間 2 回開催

＊ 令和 2 年度予算額 5 0 7 千円

②みどりのモデル地区

地域緑化の一層の推進を図るため、町会・自治会を単位として「みどりのモデル地区」を指定し、住民の自主的緑化活動を支援します。

＊ 八潮パークタウン潮路南第二ハイツ自治会（平成 30 年 4 月 1 日指定）

＊ 令和 2 年度予算額 1, 3 9 7 千円

③緑化指導認定事務

「品川区みどりの条例」に基づき、面積 300 m²以上ある敷地に建築行為等を行おうとする者に対して、緑化計画書の提出を義務付け、緑化について指導することで、区内の緑を確保していきます。

また、優れた緑化が行われた物件に対して「品川区緑化大賞」、「品川区緑化賞」を贈り顕彰することにより、区民ならびに事業者の緑化に対する意識の向上を図ります。



緑化賞〔令和元年度受賞物件〕

< 緑化計画書認定実績 >

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
認定件数 (件)	110	112	103	95	103
接道部緑化 認定延長 (m)	5,346	6,121	5,458	6,575	6,215
敷地内緑化 認定面積 (㎡)	70,116	124,016	143,846	168,694	90,861
屋上緑化等 認定面積 (㎡)	9,499	5,744	4,632	9,954	7,444

※ 令和 2 年度予算額 9 5 2 千円

④街なみ緑化助成事業

・生垣助成（品川区緑豊かな街なみづくり助成要綱）

地域の緑化を推進し、街なみの景観を向上することを目的とし、道路に接する箇所に生垣や樹木を希望する方に助成金を交付しています。

これまでの助成制度はブロック塀等の除去と緑化が一体となっていました。平成 30 年 12 月より建築課が道路沿いのブロック塀等の除去助成を始めたことから、令和元年度（平成 31 年度）からは生垣などの緑化に特化した助成制度となります。



< 生垣助成実績 >

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
助成件数 (件)	3	1	4	2	7
緑化延長 (m)	37.8	11.8	21.8	11.3	32.8

< 防災緑化助成実績 >

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
助成件数 (件)	0	4	2	2
緑化延長 (m)	0	52.4	19.5	22.8

・屋上緑化等助成（品川区屋上緑化等助成要綱）

既存建物や新築建物の屋上等を緑化する方に、工事費用の一部を助成します。（緑化計画書の提出が求められている物件については、基準を上まわった部分が助成対象となります）



＜屋上緑化等助成実績＞

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
助成件数（件）	2	3	3	2	0
緑化面積（㎡）	30	21	11	11	0

＊ 令和 2 年度予算額 6, 6 6 1 千円

⑤みどりのボランティア支援（品川区みどりと花のボランティア実施要綱）

区が管理する花壇の花苗の植付けや管理、公園・道路の清掃などについてボランティア活動をしていただいている地域の方々を支援し、区民の手による緑化と花のあるまちづくりを後押ししています。



＜みどりと花のボランティア登録団体数等＞

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
登録団体（団体数）	165	169	164	178	171
登録者数（人）	1, 434	1, 449	1, 401	1, 413	1, 381

＊ 令和 2 年度予算額 1 1, 0 1 7 千円

（２）みどりとふれあう場所づくり（公園維持担当）

①マイガーデンの運営（品川区マイガーデン設置要綱）

区民の方々が土に触れ、野菜等の収穫を楽しみながら緑化を進めるマイガーデン（区民農園）の運営を行っています。



＜マイガーデン南大井の応募状況＞

年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
区画数（区画）	32	32	32	32	32
応募倍率（倍）	2.7	2.8	3.1	2.5	2.9

- ・利用期間：4月から翌年2月の11カ月
- ・利 用 料：2,000円／月

＊ 令和2年度予算額 726千円

（３）みどりの保全・育成の支援（みどりの係）

①樹木の保存事業

緑を守る施策の一環として「品川区みどりの条例」の規定に基づき、区内に残された数少ない大木および樹林を保護するため、所有者の同意を得て保存樹木に指定し、基本剪定や害虫駆除など維持管理の一部を区が実施しています。

また、区が指定した保存樹木の枝折れ、落下等により事故が発生し、所有者が法律上の賠償責任を負った場合に備えて保険にも加入しています。

＊ 保存樹木等の指定基準

- ・樹木 地上1.5mの高さにおける幹回りが、1.2m以上の立木
- ・樹林 樹林の面積が300㎡以上あるもので、保存樹木の基準に該当する樹木を1本以上含むもの
- ・生垣 高さが0.9m以上で、その長さが30m以上あるもの



＜保存樹と保存樹林の指定数＞

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
保存樹（本）	306	301	275	281	277
保存樹林	箇所	21	21	21	21
	㎡	49,540	89,316	89,316	89,316

＊ 令和2年度予算額 64,872千円

②緑化相談

庭木やベランダの鉢植えなど植物に関する相談を行っています。

（４）公共のみどり保全（みどりの係）

①区有施設植栽管理

区有施設の樹木の健全な発育とみどりを良好な状態に維持するため、剪定、施肥、害虫駆除等の樹木管理を行います。

＊ 令和2年度予算額 16,136千円

②街角花壇維持管理

うるおいや、やすらぎのある街なみを創造するため、多くの区民が行き交う街角に、花壇を設置（18 か所）し、四季折々の花を植えています。



＊ 令和2年度予算額 4, 8 6 0 千円

3. 公園・児童遊園等整備事業

★根拠・法令

都市公園法、品川区立公園条例、品川区児童遊園の設置および管理に関する条例
都市計画法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1 公園・児童遊園の新設、改修等（公園建設担当）

品川区長期基本計画に示す都市像「次代につなぐ環境都市」の実現のため、住民のレクリエーションや憩いの場、子どもがのびのびと安全に成長できる場、防災の拠点、生物の生育の場、生き物とのふれあいの場などとしての機能を高め、特色ある公園の整備を進めます。また、身近で親しみのある公園の充実を図るため、多様な手法を活用し、地域住民のライフスタイルに応じた公園機能の更新や、区民のニーズを反映した公園づくりを目指します。

公園等の施工実績

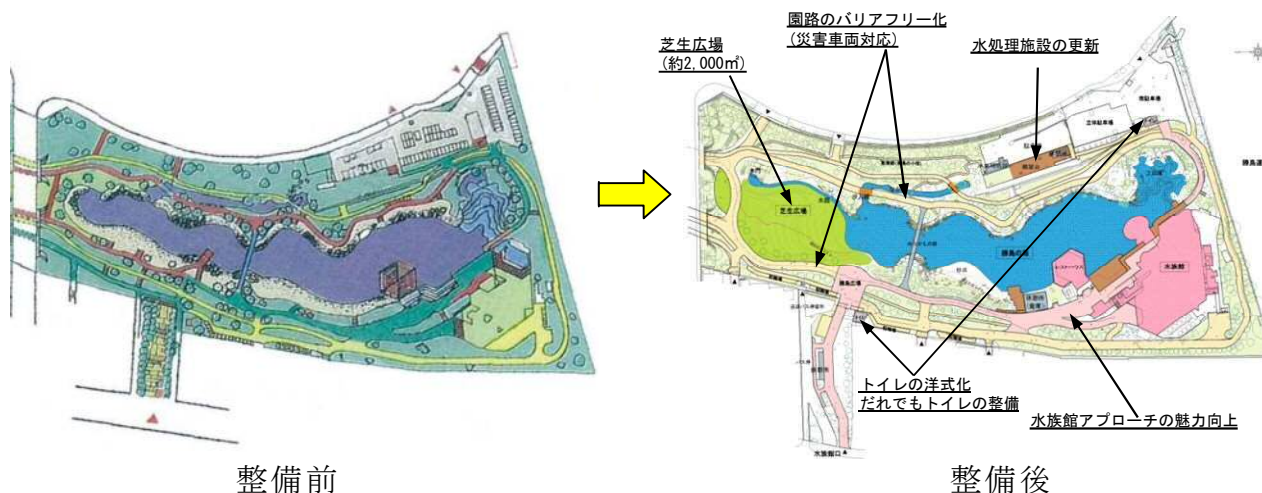
年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
新設面積 (㎡)	2,392	7,613	188	130	0
改修面積 (㎡)	10,251	29,747	32,545	17,872	26,730

(1) 改修事業

- ・しながわ区民公園南側ゾーン整備（改修工事）

しながわ区民公園は開園から約 30 年が経過し、施設の老朽化や多様な利用ニーズへの対応などの課題に対応するため、段階的に再整備を行っています。

南側ゾーンは平成 30 年度から老朽化した施設の更新、バリアフリー対応、水族館アプローチ部の魅力向上、防災機能の強化等を目的として整備を行っています。



- ・しながわ区民公園北側ゾーン整備（実施設計）
- ・東品川海上公園拡張整備（用地買収・整備工事）
- ・子供の森公園拡張整備（用地買収）
- ・(仮称)旗の台六丁目公園（基本計画・防塵工事）
- ・戸越公園（管理詰所解体・維持管理用施設設置）
- ・大井駅前公園（改修工事）
- ・荏原児童遊園（実施設計・改修工事）
- ・鹿島庚塚児童遊園改修（実施設計）
- ・浅間台公園改修（実施設計・改修工事）
- ・荏原西公園改修（実施設計・改修工事）
- ・台場浦公園改修（改修工事）
- ・峰原公園改修（改修工事）
- ・源氏前公園改修（実施設計）
- ・北品川公園改修（実施設計）
- ・八潮北公園（管理事務所改築設計、公園基本設計）
- ・子どもたちのアイデア等を活かした公園づくり
- ・大井坂下公園改修（実施設計）

＊ 令和 2 年度予算額 1,725,752 千円



上神明児童遊園〔令和元年度整備〕

（２）公園バリアフリー事業

子どもから障害者、高齢者まで、だれもが安心して利用できるように、福祉対応型の水飲み設置、園路の整備、階段・傾斜路への手摺設置など、公園内のバリアフリーを図ります。

また、子どもたちが安心して公園を利用できるように、公園内の見通し改善や遊具周辺に安全対策を行います。

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
公園バリアフリー 化工事（箇所）	6	4	1	2	2
安心・安全の公園づ くり（箇所）	3	2	1	—	—

＊ 令和２年度予算額 1 2 7 , 6 7 2 千円



整備前



整備後

京陽公園（バリアフリー化等工事）〔令和元年度整備〕

2 おもてなしトイレ事業（公園建設担当）

東京 2020 オリンピック・パラリンピックが開催されることに伴い、外国人を含めた観光客が増加することが予想されることから、会場周辺や主要観光ルート沿いの公衆便所を快適で清潔に利用できるように環境整備を行います。

- ・大井町駅前公衆便所改築（改築工事）
- ・西大井公衆便所改修（改修工事）
- ・新馬場南公衆便所改築（改築工事）
- ・青物横丁公衆便所改築（実施設計・改築工事）
- ・公衆便所洋便器化（設計・工事）

＊ 令和 2 年度予算額 1 9 8 , 2 4 3 千円



整備前



整備後

新浜川橋北公衆便所〔令和元年度整備〕

4. 公園・児童遊園の維持管理

★根拠・法令

都市公園法、品川区立公園条例、品川区児童遊園の設置および管理に関する条例、都市計画法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律

1 公園・児童遊園の維持管理（公園維持担当・道路課電気設備係）

区内の公園・児童遊園・緑地等 269 箇所（令和元年度末現在）を、常に良好な状況で利用できるように維持管理しています。



東品川海上公園と戸越公園

（１）施設維持管理

遊具やベンチ、管理施設等の点検を行い、必要な補修を行うとともに、園内の清掃、ごみ収集等を実施しています。

- ・公園、運動施設管理委託 33 箇所
- ・清掃委託等 （ふれあい作業所 175 箇所、かもめ工房 15 箇所、シルバー人材センター23 箇所、福祉工場しながわ 1 箇所、エリアマネージメント 3 箇所、施設管理 1 箇所）
- ・町会やボランティア等 16 箇所

（２）樹木維持管理

園内の樹木の生育を良好に保ち、的確な肥料やりや草取り等を実施し管理しています。

（３）公園等の電気設備の維持管理

公園等の電気設備を安全、かつ正常に保つために維持管理しています。

- ・ナイター設備
天王洲野球場
品川南ふ頭公園野球場
八潮北公園テニスコート・野球場等
しながわ中央公園グラウンドおよびテニスコート
しながわ区民公園テニスコート
- ・時計設備 214 基

（４）公園、児童遊園の照明維持管理

夜間の必要な照度（明るさ）を保つため、照明を維持管理しています。

（５）公園灯建替

老朽化した公園灯を、ＬＥＤ型の照明に取り替えております。

令和２年度は、天王洲公園野球場Ｃ面ナイター照明、しながわ区民公園テニスコートナイター照明、公衆便所照明等の交換を計画しています。

＜公園灯建替等年度別実績（平成２１年度開始）＞

年 度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
建替数（基）	49	205	236	320	323

（６）防犯カメラ（みまもる君）整備

地域住民の安全安心と公園における安全対策の強化を図るため、防犯カメラを設置しています。令和元年度は 170 公園に設置、本年度は 10 公園に設置を予定し、すべての公園における整備を行います。

（７）ミストで涼しくおもてなしパーク

区立公園 5 カ所（しながわ区民公園、西大井広場公園、東品川公園、東品川海上公園、文庫の森）にミストを設置し、熱中症対策とあわせて涼しさでおもてなしをします。（7 月～9 月実施）

5. 公衆便所・公園便所の維持管理

★根拠・法令

都市計画法、品川区公園条例、品川区立児童遊園の設置および管理に関する条例

1 公衆便所・公園便所の維持管理（公園維持担当・道路課電気設備係）

（１）施設維持管理

区民が快適で安心して利用しやすい便所となるよう、164 箇所の便所について日常の維持管理をしています。また、毎日 1～2 回行っている清掃について、駅前等の利用者の多い公衆便所では 3 回実施することとしました。

・公衆便所 36 箇所、公園便所 108 箇所、児童遊園 20 箇所（令和元年度末現在）

（２）公園等便所修繕

便所施設の破損が生じたときに、継続して使用できるよう修繕を行なっています。また併せて、バリアフリー化や洋式化も行っています。

＊ 令和 2 年度予算額（公衆便所分）	6 0, 3 7 2 千円
（公園・児童遊園便所分）	4 7, 7 7 3 千円

6. しながわ水族館

★根拠・法令

都市公園法、水族館等施設の運営事業に関する基本協定

しながわ水族館は、平成3年10月19日、「海や川とのふれあい」をテーマに娯楽性と学習性を兼ね備えた都市型的水族館として、しながわ区民公園内に開館しました。入館者数は令和2年3月末で「1,938万人」を越えています。

1 しながわ水族館運営支援（みどりの係）

令和元年度もマゼランペンギンが4羽孵化し、2年連続でバンドウイルカが出産をしました。可愛らしい赤ちゃんペンギンや仔イルカの誕生に多くの方が歓喜し、親しんで頂いています。今後も品川区の観光資源として、区民の方はもちろん様々な方に、楽しんで頂けるような企画や展示を行っていきます。

令和2年度は「水族館顧客満足度満点プロジェクト検討委託」を行い、今後の水族館のあり方を検討していきます。

<入館者数>

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入館者数（人）	531,649	486,503	440,179	440,505	380,500
区民割引利用者数(人)	24,427	23,510	24,548	27,305	26,131



* 令和2年度予算額 200,320千円

河川下水道課

1. 水 辺 の 活 用

(水辺の係)

区民が水とふれあい、水に親しむとともに、水辺のにぎわいを創出し、来訪者にも心地よく過ごしていただくために、区民、他自治体と連携・協議して、水辺空間の整備と利活用を進める取り組みを行います。

1. 舟運通勤等社会実験

住む人と働く人、地域と来訪者を結び、水辺のにぎわい・活性化を図るため、五反田船着場および東品川二丁目船着場を活用した船による通勤等の社会実験を行い、東京都の舟運活性化に関する取り組みと連携しながら舟運事業の活性化を図ります。

令和2年度は舟運通勤等社会実験を行い、出勤時間の交通手段や観光の交通手段として有効性を検証します。さらに、アンケートなどを行い、利用者のニーズを把握し、水辺のにぎわい創出につなげる舟運環境を確実に整備します。



五反田船着場



東品川二丁目船着場



＊ 令和2年度予算額 57,297千円

2. ヒカリの水辺プロジェクト

区内の水辺が外国人観光客を含めた多くの人でにぎわう観光・交流の軸となることを目指し、橋梁や護岸等の施設を活用したライトアップを実施します。

平成30年度・令和元年度に、目黒川に架かる新品川橋、品川橋、荏川橋、森永橋、山本橋、ふれあいK字橋の6橋および京浜運河に架かるかもめ橋、勝島橋の2橋でライトアップ整備工事を実施しました。

令和2年度は目黒川に架かる要津橋、三嶽橋、小関橋、鈴懸歩道橋、護岸（大崎橋～居木橋）、天王洲に架かるアイル橋、護岸（新東海橋～天王洲橋）、勝島運河（仮設）でライトアップ整備工事を実施します。

また、オリンピック・パラリンピックカラーや新型コロナウイルス感染症拡大防止に尽力している医療関係者等に感謝やエールを捧げるブルーカラー、ピンクリボンデーなど社会運動への支援・賛同を示すアウェアネスカラーによる特別演出を行うとともにライトアップで発生するCO₂排出量対策として高知県と連携したカーボンオフセットを実施します。



＊ 令和2年度予算額 613,570千円

3. 区有船着場の整備・改修

区有船着場を防災機能としての役割だけでなく、舟運および水辺のにぎわい拠点として再生することを目的に区有船着場の整備や改修を実施します。令和2年度は東海橋船着場の改修、東品川海上公園船着場の整備およびしながわ水族館船着場の改修設計を実施する予定です。

区有船着場一覧

名 称	住 所
東海橋船着場 (令和2年度改修工事予定)	北品川3丁目(目黒川)
五反田ふれあい水辺広場船着場	東五反田2丁目(目黒川)
五反田船着場	西五反田1丁目(目黒川)
東品川二丁目船着場	東品川2丁目(京浜運河)
品川天王洲船着場	東品川1丁目(天王洲運河)
東品川海上公園船着場 (令和2年度整備工事予定)	東品川3丁目(天王洲南運河)
しながわ水族館船着場 (令和2年度改修設計予定)	勝島2丁目(勝島南運河)



東海橋船着場



東品川海上公園船着場

＊ 令和2年度予算額 192,529千円

4. 区有船着場の管理・運営および航行マナーの啓発

区有船着場では、舟運活性化や水辺のにぎわい創出につながる環境の向上に向け、区有船着場の管理・運営の効率化や区有船着場を分かりやすく案内するための誘導サインや位置サインなどの整備を推進していきます。

令和2年度は、五反田船着場とふれあい水辺広場船着場の管理・運営の効率化検討を進めるとともに、各区有船着場に統一した案内サイン整備に向けた検討や設置工事を行います。

また、河川や運河においてマナーを守らない船舶等への対策として、目黒川に航行マナー啓発のための標識設置や舟運関係者と連携した安全航行啓発イベントを実施します。



区有船着場案内サイン（イメージ）



航行マナー啓発活動状況

＊ 令和2年度予算額 39,902千円

5. 河川・運河の利用促進

目黒川を区民等に一層親しんでもらうよう、平成30年度より、河川敷地占用許可準則を活用したケータリングカーによるランチ等の提供やイベントを占用事業者である地域のエリアマネジメントの運営により本格実施しました。

令和2年度も引き続き、占用事業者と連携しながら地元を主体とした水辺空間のより一層の活用を図ります。



あわてんぼうサンタの Christmas Party!
(五反田ふれあい水辺広場：令和元年12月)

＊ 令和2年度予算額 1,509千円

2. 河川および運河の水質改善（水辺の係）

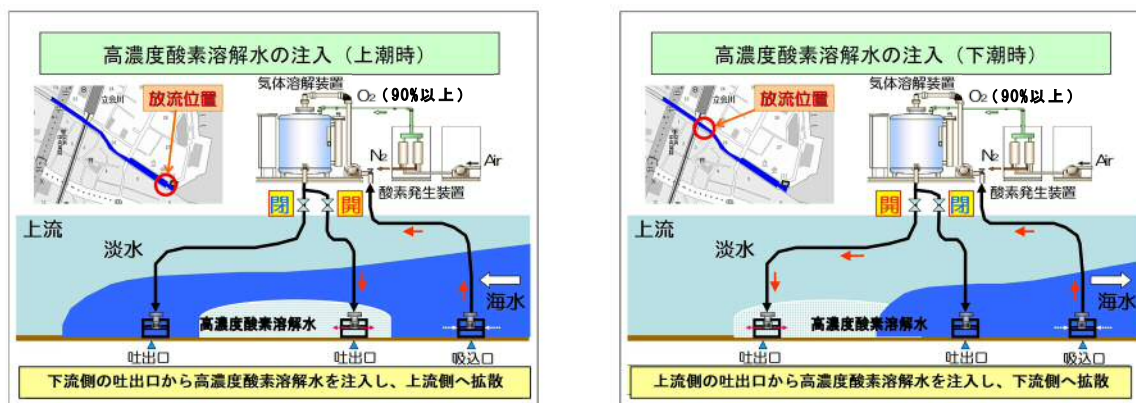
水辺空間の利活用を促進し、区民と水とのふれあいを回復するため、水辺の環境改善の一環として、河川や運河等の水質改善を進めます。

1. 立会川の水質改善

（1）高濃度酸素溶解水による水質改善対策

立会川の水質悪化の一因となっている川底付近の酸素不足を解消するため、平成 20 年度から高濃度酸素溶解水による水質改善の取り組みを進めています。高い濃度の酸素を溶け込ませた水を川の中に流すことで、川底の酸素量を増やし微生物等の活性化を促し水質を改善させます。

高濃度酸素溶解水イメージ図



※浄化施設：平成 20 年 6 月から平成 25 年 5 月までの 5 年間リース
平成 25 年 6 月から平成 29 年 3 月までの 4 年間再リース
平成 29 年 4 月から令和 4 年 3 月までの 5 年間再リース

* 令和 2 年度予算額 22,548 千円

（2）河川清掃

立会川等の河川環境を改善するため、浮遊ゴミ等の除去や護岸部等の洗浄等の清掃作業を行います。

河川清掃回数の実績

年 度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
主な作業の実施数（回）	河川清掃	30	28	26	23	24
	オイルフェンス	3	7	7	3	3
	軽作業	5	3	2	1	8
	船着場等清掃	0	15	26	26	26
	その他	0	4	0	1	0
作業総数（回）		38	57	61	54	61

* 令和 2 年度予算額 18,624 千円

(3) 河川・運河美化の啓発

河川・運河の美化に向けた啓発活動として、7月7日の「川の日」にあわせて、周辺住民や東京都と連携し、立会川および勝島運河の環境美化運動を実施することで、地域住民の意識の高揚を図ります。



平成30年度活動状況

* 令和2年度予算額 216千円

2. 目黒川の水質改善

(1) 目黒川浚渫・障害物撤去

目黒川を良好な状態に維持するため、区が維持管理を分担している護岸部分の浚渫作業を東京都と調整を図りながら継続的に進めるとともに、目黒川内に残置されている杭やコンクリートガラ等障害物の撤去作業を行います。

目黒川浚渫量の実績

年度	平成24～26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
浚渫量 (m ³)	860	150	150	172	224	122

※特別区事務処理特例条例に基づき、都が行うべき事業の一部を特別区が行っており、目黒川の浚渫では、河川中央部を東京都が、両岸からおおむね2mの範囲を品川区が分担。

* 令和2年度予算額 61,910千円

(2) 城南河川清流復活事業

目黒川の維持水量を確保することで水質を向上させることを目的として、平成7年3月から、新宿区にある落合水再生センターでの処理水（再生水）を、世田谷区池尻四丁目の池尻北広場付近から目黒川に導水する事業を実施しています。

平成13年度から送水経費の一部として、区は、年間460万円を負担していますが、東京都の全額負担で事業を実施することを求めて、関係区である目黒区・世田谷区と連携して継続的に東京都に働きかけていきます。

* 令和2年度予算額 4,600千円

3. 治水対策（水辺の係）

品川区では、雨水流出抑制対策を計画的に推進するため、平成3年に「品川区総合治水対策推進計画（平成25年改定）」を策定し、道路や区有施設に、雨水浸透ますの設置等を実施するとともに、一定規模以上の建築物を建築する事業主に対し、雨水の貯留または地下浸透に係る施設整備を指導しています。個人住宅等についても助成事業を活用し、区民の理解と協力を求めつつ、積極的な働きかけを行っています。

- 「東京都における総合的な治水対策のあり方について」（東京都） 昭和61年7月
- 「目黒川流域の総合的な治水対策暫定計画」（東京都） 平成元年5月

- 「品川区総合治水対策推進計画」（品川区） 平成3年3月

- 「東京都豪雨対策基本方針」（東京都） 平成19年8月
- 「目黒川流域豪雨対策計画」（東京都） 平成21年11月

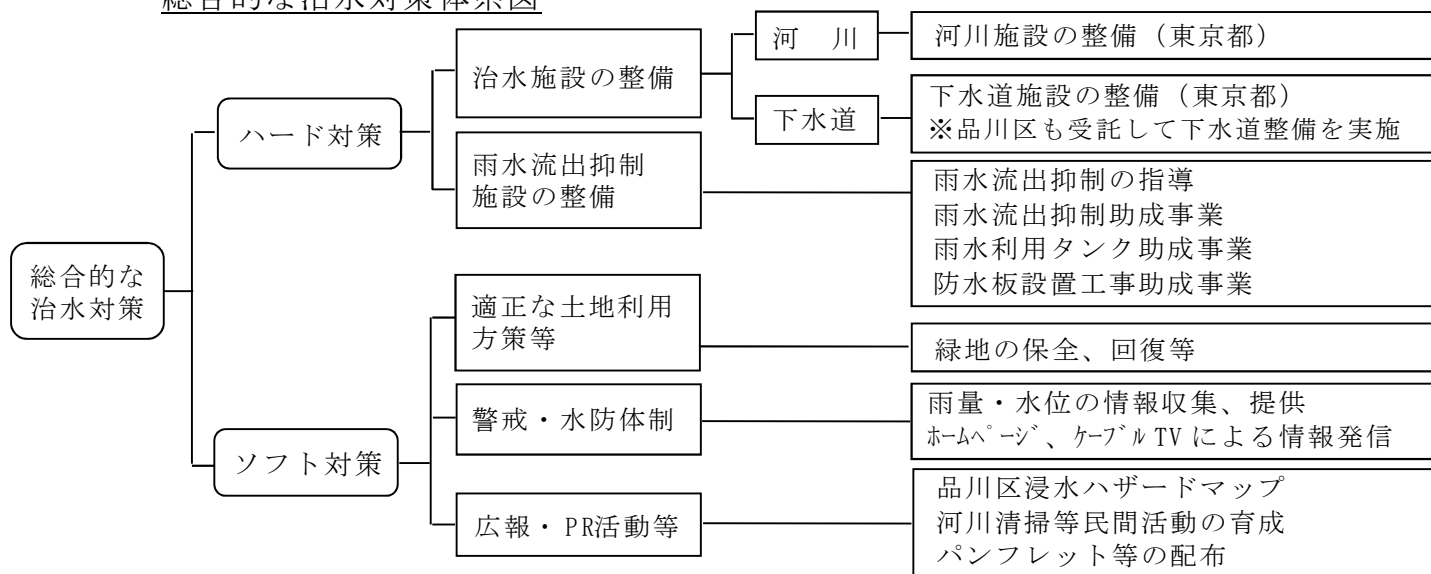
- 「品川区総合治水対策推進計画（改定）」（品川区） 平成25年3月

- 「東京都豪雨対策基本方針（改定）」（東京都） 平成26年6月
- 「目黒川流域豪雨対策計画（改定）」（東京都） 令和元年11月

1. 品川区総合治水対策推進計画の改定

令和2年度は、東京都豪雨対策基本方針ならびに目黒川流域豪雨対策計画の改定を受けて、これらの上位計画等との整合を図りつつ、さらなる豪雨への対策強化を図るため、「品川区総合治水対策推進計画」の改定を実施します。

・ 総合的な治水対策体系図



* 令和2年度予算額 10,754千円

2. 雨水流出抑制の指導

集中豪雨等による都市型水害の被害を軽減するため、浸透ますや透水性舗装の整備とともに、「品川区雨水流出抑制施設の設置に関する指導要綱」（平成 25 年度制定）に基づき、大規模な民間施設の新築・改築等を行う場合に、雨水流出抑制施設（浸透ます・浸透管・透水性舗装等）の設置を指導しています。

地域別、開発面積別当たりの対策量

施設・地域別		敷地面積当たりの対策量		
民間施設	東品川 2、5 丁目 勝島、八潮、東八潮	敷地面積に係わらず		300 m³/ha
	上記以外の 品川区全域	敷地面積 500 m²以上	600 m³/ha	
		敷地面積 500 m²未満	300 m³/ha	
公共施設		敷地面積に係わらず		600 m³/ha

雨水流出抑制指導実績

年 度	昭和 63～平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
指導件数	1,984	91	88	75	75	87

※平成 25 年度以前は「品川区中高層建築物等の建設に関する開発環境指導要綱」に基づき指導

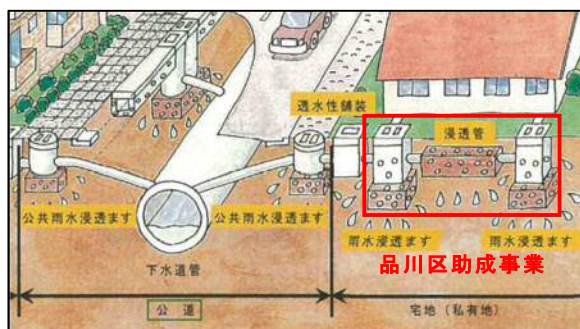
3. 雨水流出抑制助成事業

宅地内の雨水浸透施設の設置に要する経費の一部を平成 13 年度より「品川区雨水浸透施設設置助成要綱」に基づき、助成しています。

設置者の費用負担を少なくし、宅地内への雨水流出抑制施設の拡充を図り、さらなる治水力の向上を目指します。

雨水流出抑制施設設置助成実績

年 度	平成 13～26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
宅地内浸透施設 設置助成件数	27	2	2	4	2	1



＊ 令和 2 年度予算額 7 5 0 千円

4. 雨水利用タンク設置助成事業

都市の貴重な水資源である雨水を利用することは、浸水被害の軽減のみならず、水循環の保全・回復や省エネ・省資源等の観点からも有効な対策です。

区では、平成 18 年度より「品川区雨水タンク設置助成要綱」に基づき、雨水利用タンクの購入費用と設置工事費用の合計の 1/2（限度額 5 万円）を助成しています。（ただし、設置工事費用の助成額は 1 万 5 千円が上限です。）



タンク設置例

雨水利用タンク設置助成実績

年 度	平成 18～26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
助成件数	146	14	10	3	9	7

※平成 18 年度より、雨水利用タンクの購入費用の助成を行ってきましたが、区民のさらなる設置の促進を図るために、平成 23 年度より助成内容を拡充し、設置工事費用も助成の対象としました。

＊ 令和 2 年度予算額 6 0 0 千円

5. 防水板設置工事助成事業

浸水被害の軽減を目的に、昭和 62 年度より「品川区防水板設置等工事助成要綱」に基づき、住宅・店舗・事務所の出入口等に防水板を設置する区民等に対し、費用の一部を助成しています。

平成 26 年度から、津波や高潮のおそれのある地域において浸水被害の軽減を図るため、区内標高 5 メートル以下に立地している建物に対し、助成対象を拡大しました。助成額は防水板設置等に要した工事費のうち、品川区民である個人の場合はその 3/4、品川区内に登記がある法人の場合はその 1/2（限度額 100 万円）とし、より一層の普及を図っています。（品川区内に住民票、登記がない場合、限度額は 50 万円です。）



防水板設置例

防水板設置工事助成実績

年 度	昭和 62～平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
助成件数	145	0	4	3	3	3

＊ 令和 2 年度予算額 4, 8 0 0 千円

6. 津波・高潮対策事業

立会川では、高潮時の水位上昇による堤内地への溢水被害を抑制するため、樋門が完成するまでの暫定的な対策として溢水防止板の整備を実施しています。

令和元年度は浜川橋から立会川河口部の左岸側に溢水防止板を設置しました。令和2年度は、国道15号線の立会川橋から立会川河口部の未整備区間に溢水防止板を整備する予定です。



設置状況



設置予定箇所

＊ 令和2年度予算額 16,803千円

7. 関係機関との連携

(1) 目黒川

目黒川の河川環境の改善促進のため、東京都への働きかけを行います。

- ・ 目黒川環境整備促進流域三区連絡会 (品川区、目黒区、世田谷区)
- ・ 城南五区下水道・河川連絡協議会 (品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区)

＊ 令和2年度予算額 40千円

(2) その他

浸水被害の軽減等のため、国や都に下水道整備、河川改修および高潮対策等について要望します。

- ・ 特別区下水道事業促進連絡会
- ・ 東京河川改修促進連盟
- ・ 東京高潮対策促進連盟
- ・ 東京都総合治水対策協議会

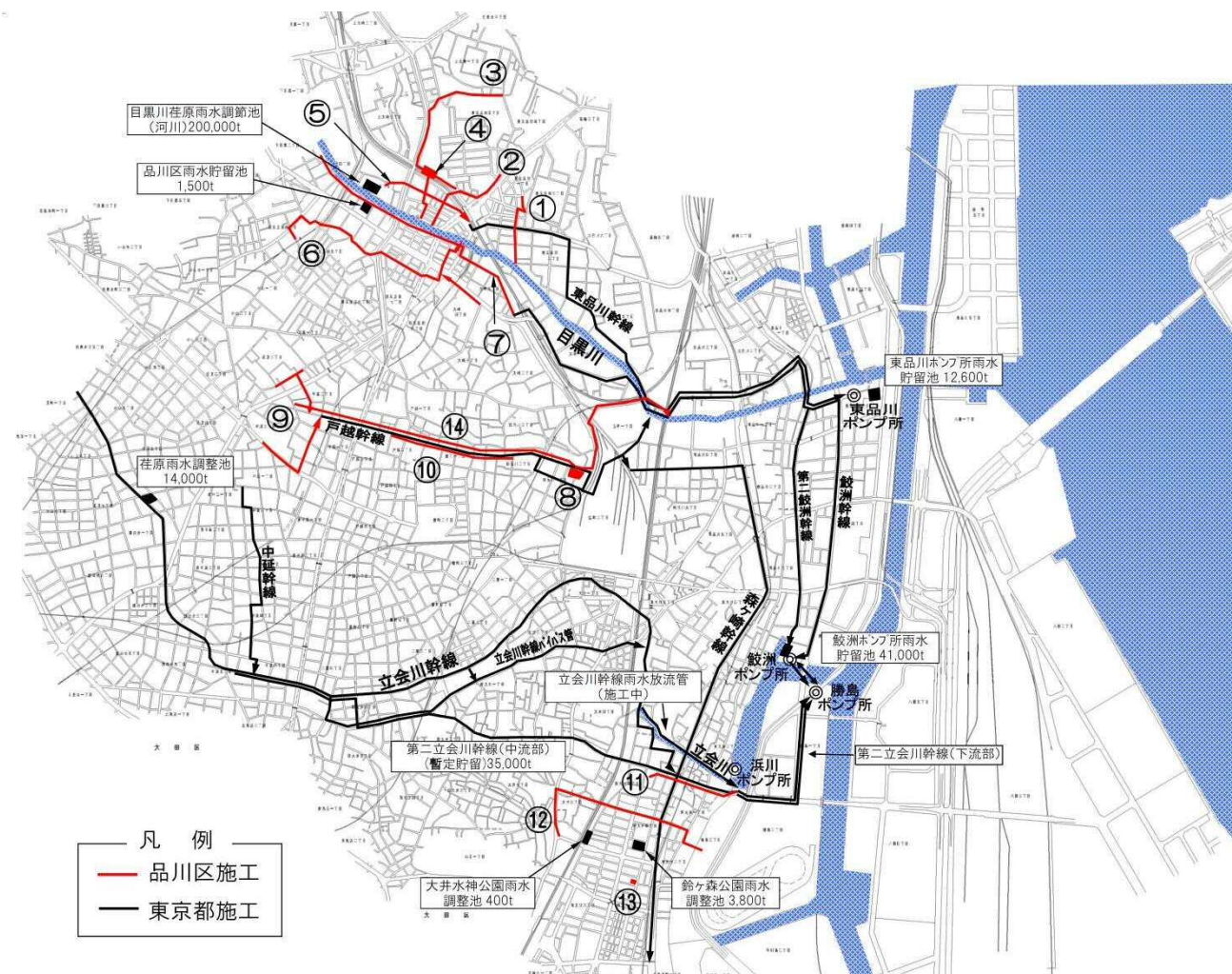
＊ 令和2年度予算額 320千円

4. 下水道施設建設 (下水道整備係)

東京都区部における下水道事業は、東京都が一体的に事業を実施していますが、区内の下水道事業を整備促進する観点から、品川区では事業の一部を受託し、東京都と連携して下水道事業を推進しています。

1. 排水施設建設事業

品川区は、昭和62年度より東京都から目黒川沿い、立会川周辺、戸越・西品川地区の浸水対策事業の一部を受託し下水道管、貯留施設等を整備しています。

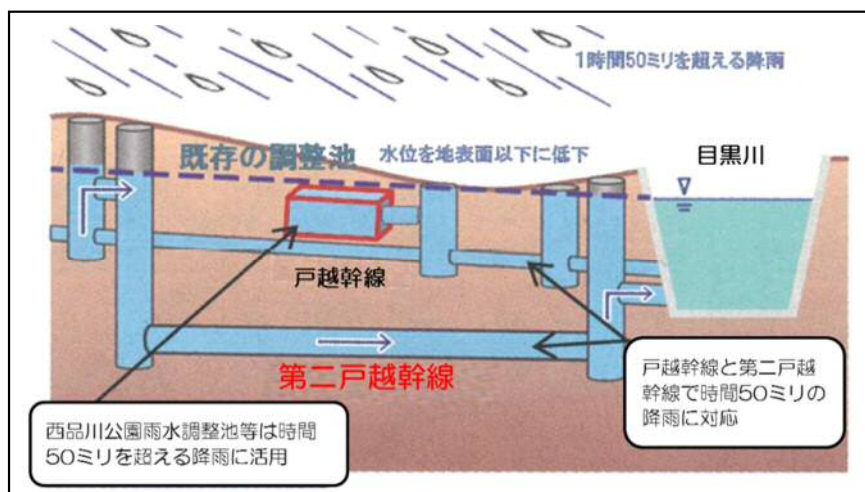


品川区施工による主な下水道と雨水の貯留施設

番号	施設名等	施工年度	番号	施設名等	施工年度
①	目黒川雨水バイパス管第1ルート	S62～S63	⑧	西品川公園雨水調整池 2,400 t	H13～H14
②	目黒川雨水バイパス管第2ルート	S63～H3	⑨	戸越幹線貯留管 (上流部) 1,100 t	H15～H17
③	目黒川雨水バイパス管第3ルート	H3～H10	⑩	戸越幹線貯留管 (中流部) 6,000 t	H19～H22
④	目黒川左岸調整池 6,175 t	H3～H10	⑪	浜川雨水排水管 ※実施中	H24～R4
⑤	東品川幹線関連雨水管	H7～H11	⑫	勝島運河雨水貯留施設 4,900t	H24～H29
⑥	目黒川右岸雨水バイパス管	H12～H16	⑬	立会川幹線雨水放流管 (東京都施工) に伴う 月見橋の家・総務部分室仮移転施設 ※実施中	H24～R10
⑦	目黒川右岸低地部排水施設 (暫定貯留)	H16～H21	⑭	第二戸越幹線 ※実施中	H29～R6

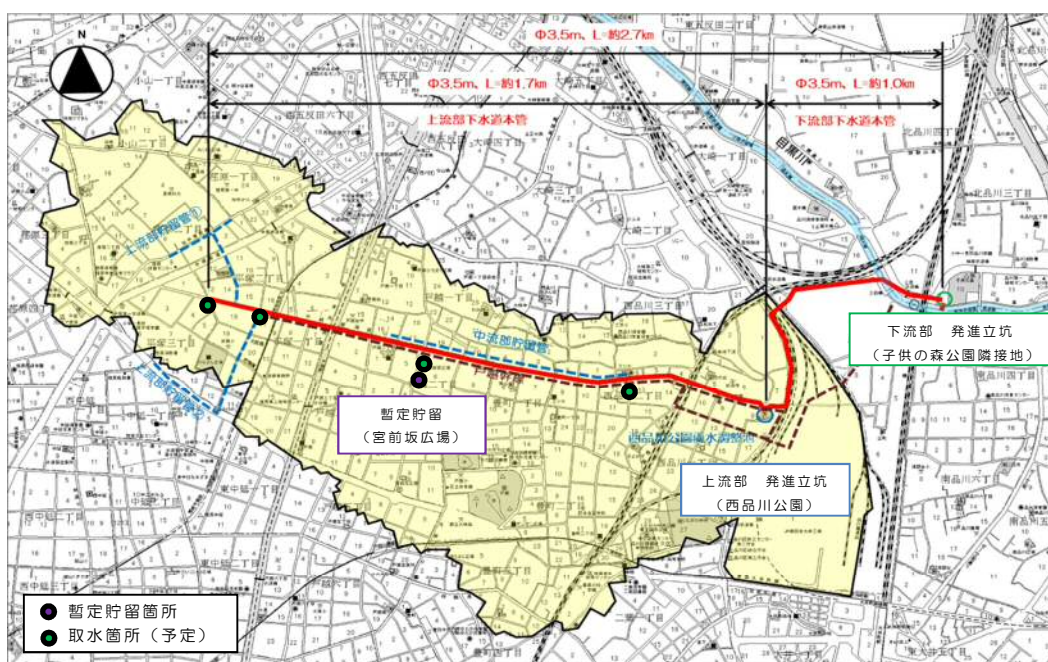
(1) 第二戸越幹線整備事業

東京都豪雨対策基本方針（改定 平成 26 年 6 月）により 50 mm 拡充対策地区に位置付けられている戸越・西品川地区周辺の浸水被害を軽減するため、新たに目黒川に雨水を排水する下水道管を整備し、既設の戸越幹線と併用することで時間 50 mm の降雨に対応します。また、これまでに整備した貯留管、調整池の活用により時間 50 mm を超える降雨に対しても浸水被害を軽減できることとなります。

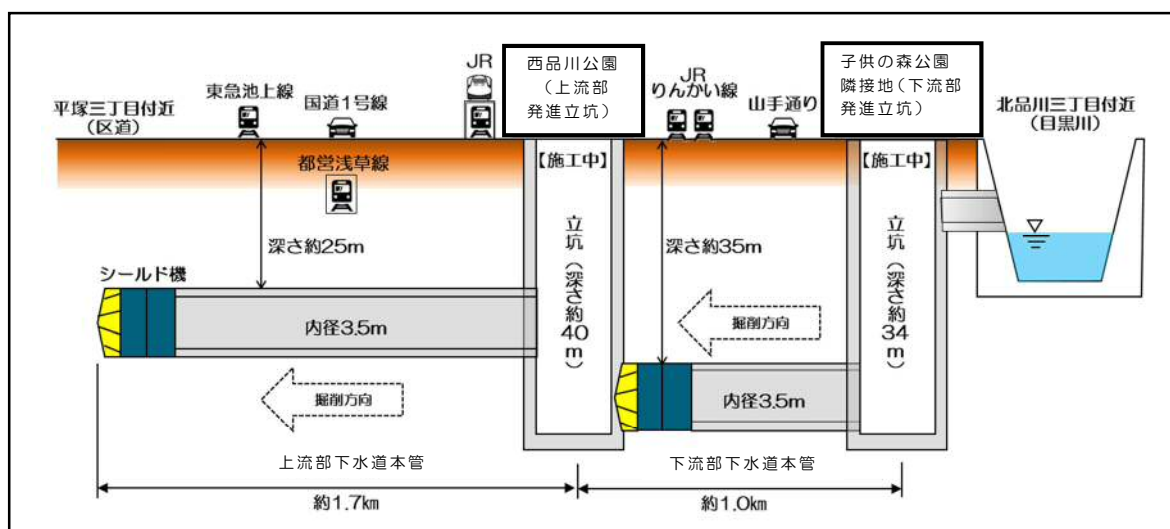


整備イメージ図

令和 2 年度は、区立西品川公園の一部を使用し築造している上流部の管きょ整備のための発進立坑を完成させ、上流部下水道本管工事（シールド工事）において掘進を開始するほか、区立宮前坂広場での暫定貯留施設を完成させます。また、区立子供の森公園の隣接地では、引き続き、下流部の管きょ整備のための発進立坑の築造を行うとともに、新たに下流部下水道本管工事（シールド工事）に着手します。



整備箇所図



全体断面図

【第二戸越幹線整備工事（上流部発進立坑整備）】

工事期間：平成 29 年度～令和 2 年度

内 容：区立西品川公園の一部を使用し、上流部発進立坑（直径約 11m、深さ約 40m）を整備



上流部発進立坑整備位置



上流部発進立坑整備状況

【第二戸越幹線整備工事（下流部発進立坑整備）】

工事期間：令和元年度～令和 3 年度

内 容：区立子供の森公園の隣接地を使用し、下流部発進立坑（直径約 11m 深さ約 34m）を整備



下流部発進立坑整備位置



下流部発進立坑整備状況

【第二戸越幹線整備工事（上流部下水道本管整備）】

工事期間：平成 30 年度～令和 3 年度

内 容：上流部下水道本管（シールド工事：内径約 3.5m、延長約 1.7 km）および区立宮前坂広場を使用し、暫定貯留施設を整備



暫定貯留施設整備位置



暫定貯留施設整備状況

【第二戸越幹線整備工事（下流部下水道本管整備）】

工事期間：令和 2 年度～令和 5 年度

内 容：下流部下水道本管（シールド工事：内径約 3.5m、延長約 1.0 km）および雨水を取り込む下水道管 2 か所を整備

* 令和 2 年度予算額 2, 3 6 1, 0 8 4 千円

（２）立会川雨水放流管建設事業

東京都が実施する立会川幹線雨水放流管建設事業の事業用地の確保のために移転した区有施設（月見橋の家・総務部分室）の仮設施設の賃貸借事務を行っています。

立会川幹線雨水放流管は、大雨時に立会川へ放流される雨水を取り込み、勝島ポンプ所へ送水する管であり、立会川周辺の浸水被害の軽減と勝島運河の水質改善に寄与します。

【立会川雨水放流管建設事業】

事業期間：令和元年度～令和 4 年度

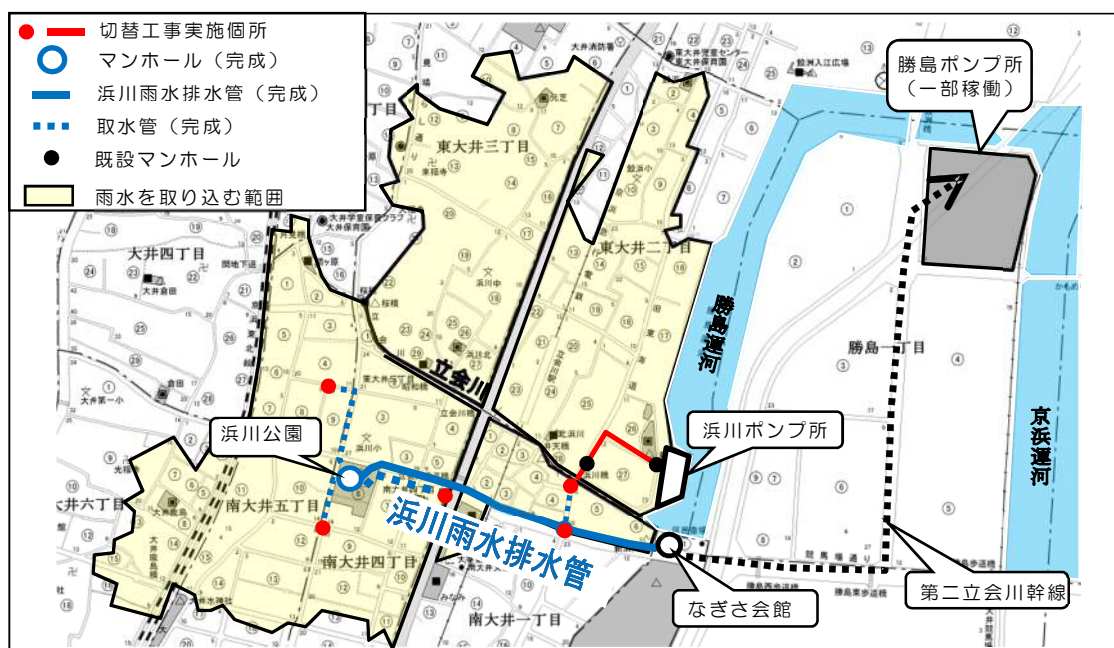
内 容：仮移転した仮設区有施設のリース料

* 令和 2 年度予算額 4 5, 8 0 9 千円

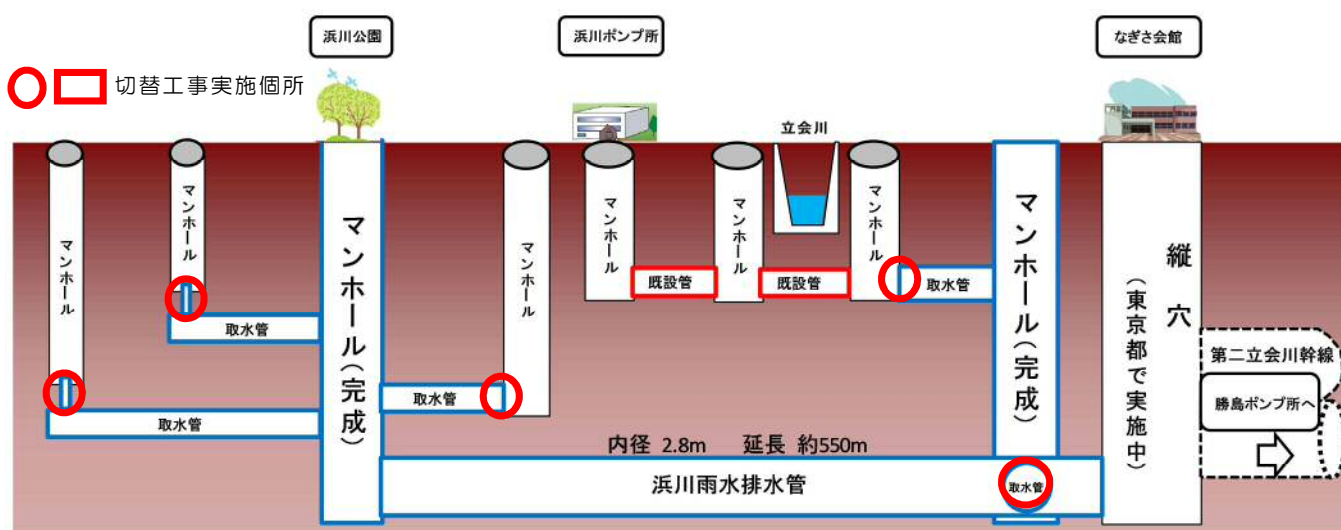
(3) 浜川雨水排水管建設事業

浸水被害が多く発生している立会川沿岸（東大井二、三丁目および南大井四、五丁目周辺）において、雨水排除能力の増強を目的とした「浜川雨水排水管」を建設しています。平成 26 年度に区立浜川公園からなぎさ会館横のマンホール（現在東京都により事業実施中）までシールド工法により排水管を完成させ、平成 27 年度より排水管に雨水を取り込むための取水管、既設マンホールの改造を行いました。令和 2 年度は、排水管に雨水を取り込む切替工事の実施に向けて東京都と協議・調整を行います。

なお、本事業の完成により、地域の浸水対策（1 時間 50 ミリの降雨に対応）が実現することに加え、現在勝島運河に流入している雨水を勝島ポンプ所へ流入させ、京浜運河へ放流することで勝島運河の水質改善にも寄与します。



整備箇所図

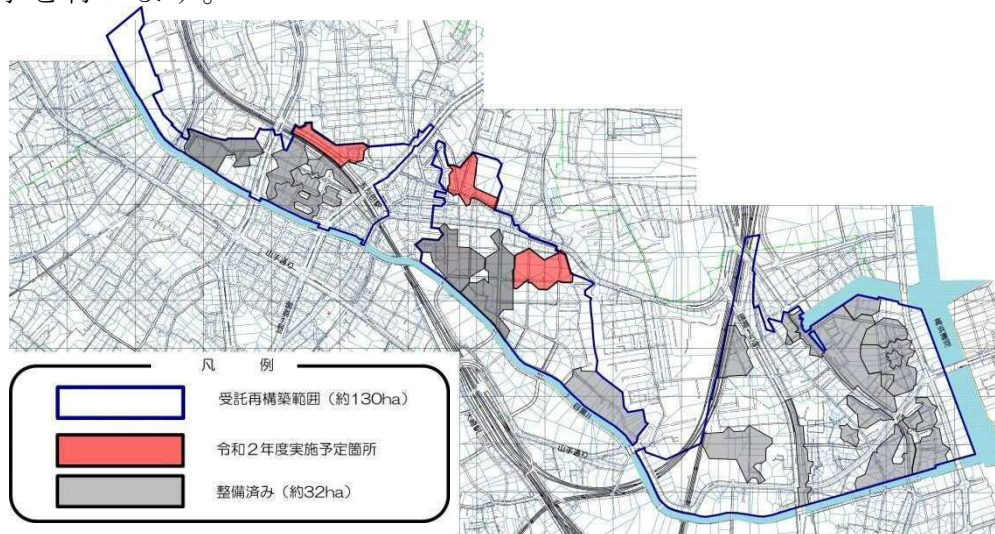


整備イメージ図

2. 下水道管改修事業

(1) 下水道管老朽化対策事業（再構築事業）

下水道管整備後、50年程度が経過した目黒川左岸部において、下水道管の老朽化に伴う道路陥没の防止と排水能力の増強を図ることを目的に下水道管の再構築工事を行います。



実施箇所図

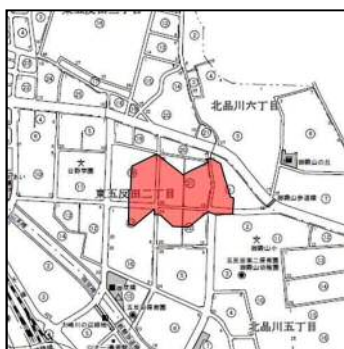
令和2年度は、東五反田五丁目地区、東五反田二丁目地区、東五反田一、三丁目地区で再構築工事を行います。

工事は、主に既設下水道管内面を樹脂材等で被覆・補強する「管きょ更生工法」で行い、一部、道路を掘って管きょを布設替えする「開削工法」で実施します。また、道路管理者が管理する雨水ます等と一体的な改修を図ることで、道路の掘り返しを少なくし、区民生活や交通への影響を最小限に抑えます。

東五反田五丁目地区
(約 1.7ha)



東五反田二丁目地区
(約 2.4ha)



東五反田一、三丁目地区
(約 1.5ha)



令和2年度実施箇所図（詳細）

施工実績

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
約 9.3ha	約 1.0ha	約 2.3ha	約 2.9ha	約 7.1ha

* 令和2年度予算額 605,400千円

防

災

課

1. 防災会議の運営および計画の作成（計画係）

1 防災会議

防災会議は、災害対策基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき設置された機関で、品川区地域防災計画をはじめ、防災に関する重要事項を決定します。

（1）組織および所掌事務

防災会議は、区長が会長を務め、自衛隊、都、警視庁、東京消防庁、防災区民組織、消防団、医療関係者、公共機関の代表者など 60 人の委員で構成されています。

防災会議は、次に掲げる事項を担当します。

- ・ 品川区地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- ・ 区長の諮問に応じて区の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- ・ 前号に規定する重要事項に関し、区長に意見を述べること。
- ・ その他、法律またはこれに基づく政令によりその権限に関する事務。



（2）開催状況

年度	月日	議題
平成 27 年度	2 月 25 日	災害対応体制の強化、要配慮者支援全体計画策定に伴う修正 など
平成 28 年度	3 月 3 日	目黒川氾濫および津波発生時の避難基準などの策定に伴う修正 など
平成 29 年度	12 月 5 日 3 月 23 日	地域防災計画の修正
平成 30 年度	3 月 27 日	浸水予想区域（大雨浸水・高潮浸水）、広域避難場所の見直し、災害時の停電対策（非常用電源の確保） など
令和元年度	1 月 30 日	災害対策本部（風水害）の新設、風水害における避難施設、土砂災害（特別）警戒区域の指定 など

2 品川区地域防災計画

品川区地域防災計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき作成が義務づけられた計画で、災害時、区および防災関係機関などがその有する全機能を有効に発揮するため、区の地域における震災および津波・風水害などに係る災害の予防、応急対策および災害復旧対策を定めた計画であり、区の地域ならびに区民の生命、身体および財産の保護を目的としています。

平成 29 年度に、これまでの災害における課題の反映や構成の見直しなど、大規模な修正を行い、今年度の修正では、浸水想定区域などの範囲内にある要配慮者利用施設などを記載する予定です。

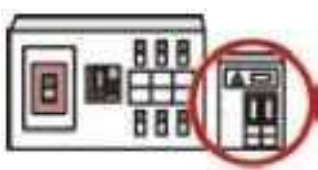


＊ 令和 2 年度予算額 1, 2 9 1 千円

2. 通電火災の抑制（啓発・支援係）

震災時の通電火災（電気に起因する火災）を抑制するため、平成 28 年度より木造住宅を対象に感震ブレーカー（分電盤タイプ）設置費用の一部を補助してきました。令和元年度より、感震ブレーカーのさらなる普及促進を図るため、既存の分電盤タイプの補助制度に加え、簡易タイプ（アース付コンセント接続型）を補助対象とし、「高齢者・障害者等世帯」に対する補助率を高めます。

1 感震ブレーカーのタイプ（補助対象）

種類	分電盤タイプ		簡易タイプ
	内蔵型	後付型	アース付コンセント接続型
			
特徴	分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプ。センサーが揺れを感知し、ブレーカーを切って電気を遮断。	アース付コンセントへ設置し、揺れを感知すると分電盤タイプと同じ仕組みでブレーカーを切って電気を遮断。

※簡易タイプ（おもり玉・バネ式）の感震ブレーカーは、防災用品のあっせんとして取り扱っています。

2 補助内容

【既設木造住宅】

対象世帯	対象機器	補助内容	件数
一般	分電盤タイプ	総費用の 2/3 (上限 5 万円)	50 件
	簡易タイプ	総費用の 2/3 (上限 2 万円)	100 件
高齢者・障害者等	分電盤タイプ	総費用の 5/6 (上限 8 万円)	80 件
	簡易タイプ	総費用の 10/10 (上限 3 万円)	120 件

【新築木造住宅】

分電盤タイプの設置費用を、一律 1 万円で補助（3 件）

※補助対象地域（不燃化推進特定整備地区）

- ①西品川二・三丁目地区
- ②戸越二・四・五・六丁目地区
- ③東中延一・二丁目、中延二・三丁目地区
- ④旗の台四丁目、中延五丁目地区
- ⑤豊町四・五・六丁目、二葉三・四丁目および西大井六丁目地区
- ⑥大井五・七丁目、西大井二・三・四丁目地区



3 補助実績

【既設木造住宅】

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
一般（分電盤）	86 件（100 件）	41 件（200 件）	77 件（200 件）	27 件（50 件）
一般（簡易）				2 件（100 件）
高齢者・障害者等（分電盤）				87 件（80 件）
高齢者・障害者等（簡易）				2 件（120 件）
補助合計	86 件	41 件	77 件	118 件

※（ ）内数字は予算件数

【新築木造住宅】

区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
分電盤タイプのみ	0 件（10 件）	1 件（10 件）	0 件（10 件）	0 件（10 件）

※（ ）内数字は予算件数

* 令和 2 年度予算額 1 2, 5 3 1 千円

3. 防災関係組織の育成・支援

（啓発・支援係、防災設備係、防災安全・国民保護担当）

防災区民組織を育成・強化するとともに、防災に関係する組織を積極的に支援しています。

1 防災区民組織育成（啓発・支援係）

災害時、住民が自助・共助の考えに基づき主体的に災害対応を行えるように、「品川区における防災区民組織の育成に関する要綱」に基づき助成を行い、町会・自治会を母体とした区民の自主組織である防災区民組織の育成・強化を図ります。

（1）防災区民組織などの現況（令和 2 年 4 月 1 日現在）

現在区内には、防災区民組織 200、区民消火隊 66 隊およびミニポンプ隊 184 隊が活動しています。

(2) 消火ポンプの更新・維持管理

定期的な維持管理と経年劣化したポンプの取り換えを行っています。

(3) 防災区民組織などへの助成

防災区民組織の活動を広く支援するために、各種助成金を交付しています。また、各地域の特性に応じた独自の取り組みを支援することを目的に、防災資器材整備助成金を平成29年度より新設し、防災区民組織に上限10万円として交付します（平成30年度からは申請方式、令和元年度まで上限5万円）。

単位：円

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
防災区民組織育成助成金	9,140,525	9,175,600	9,318,600	9,396,300	9,528,400
区民消火隊助成金	2,010,000	1,980,000	1,980,000	1,980,000	1,980,000
ミニポンプ隊助成金	3,660,000	3,680,000	3,660,000	3,640,000	3,680,000
訓練助成金	3,770,000	4,040,000	4,020,000	3,480,000	3,765,000
防災資器材整備助成金			10,050,000	5,172,250	6,123,222
計	18,580,525	18,875,600	29,028,600	23,668,550	25,076,622

〈助成による防災区民組織の主な活動など〉

- ・研修会の実施・消火ポンプおよびスタンドパイプ操作訓練実施
- ・炊き出し訓練実施・訓練周知用チラシ作成
- ・防災資器材の購入（テント・発電機・無線機 など）

《C級ポンプ操作》



＊ 令和2年度予算額 78,208千円

2 避難行動要支援者支援（啓発・支援係）

自ら避難することが困難な避難行動要支援者（以下、要支援者）の円滑かつ迅速な避難を確保するため、共助の要となる防災区民組織に対し、要支援者ひとりひとりの避難支援方法や支援者に関する計画書（品川区避難支援個別計画書）の作成などの支援体制構築の支援を行っています。また、避難誘導ワークショップの実施や支援体制構築のため品川区避難支援個別計画作成名簿を避難支援など関係者に配付しています。

(1) 避難行動要支援者支援体制構築補助（平成28年度～令和2年度）

① 体制構築の支援

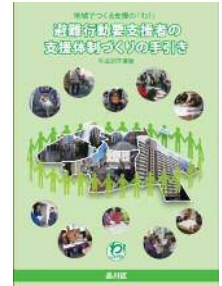
品川、大崎、大井、荏原および八潮の5地区から防災区民組織1団体ずつ計5団体を対象に防災コンサルタントを派遣し、品川区避難支援個別計画書の作成、避難誘導ワークショップ・災害図上訓練の実施の支援などを行います。この事業を通じて、災害時における要支援者の円滑かつ迅速な安否確認や避難誘導などの支援体制の構築を目指します。

《支援実施団体における活動の様子》



② 支援体制づくりの手引きの配付

支援体制の必要性や個別計画書の作り方、避難誘導ワークショップの実施方法など、新たな取組事例を入れ更新した手引きを、全防災区民組織に配布しています。



(2) 品川区避難支援個別計画作成名簿登録数の推移

区 分	平成 27 年 更新時	平成 28 年 更新時	平成 29 年 更新時	平成 30 年 更新時	令和元年 更新時
登録者数	3, 975	4, 031	4, 682	5, 042	5, 161

(3) 避難誘導ワークショップの実施支援

地域の方々が、避難行動要支援者の方を車いすなどで避難所まで避難誘導し、町内の危険箇所や道中の問題点などを話し合い、避難ルートや避難誘導方法の確認を行い、災害時に備えていく訓練を支援します。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施町会数 (町会)	7	6	9	8	4

《避難誘導ワークショップの様子》



(4) 要配慮者利用施設における利用者の安全確保 (計画係)

要配慮者利用施設の管理者による利用者の避難体制の整備を促進するため、水防法などに基づき、区が浸水想定区域などの範囲内にある要配慮者利用施設を区地域防災計画上で指定し、その後の避難確保計画策定の支援を実施します。

＊ 令和 2 年度予算額 1 8, 4 6 9 千円

3 防災協議会の支援 (啓発・支援係、防災設備係)

自主防災活動を推進するとともに、防災に関する知識の普及、情報の提供および意識の高揚を図ることを目的とし、区内 13 地区で設立されている防災協議会に、街頭消火器の外観点検や協議会総会、地区防災訓練および研修における事務経費の支援を行います。

＜街頭消火器外観点検委託・防災協議会運営事務委託料などの状況＞

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
街頭消火器 外観点検委託	6,019 本	6,097 本	6,147 本	6,224 本	6,240 本
防災協議会運営 事務委託料	2,211 千円	2,223 千円	2,239 千円	2,256 千円	2,276 千円

＊ 令和2年度予算額 8,568千円

4 消防団運営（防災安全・国民保護担当）

3 消防本団、17 消防分団および3 消防少年団に対して「品川区消防団等補助金交付要綱」および「品川区消防団員に対する報奨金等支給要綱」に基づき補助などを行い、消防団の活動を支援しています。

＜補助金支給＞

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
本団補助（団）	3	3	3	3	3
分団補助（団）	17	17	17	17	17
少年団補助（団）	3	3	3	3	3
装備品補助	AED、ライト、 テント、バッグ	消防団Tシャツ、 AED、ライト、 テント	ミストファン、 AED、Tシャツ、 火点表示用標的	LED 懐中電 灯、トランシーバ ー、スタンドパイ プ、ミストファン	警戒用腕章、 除細動パッ ト、組立水槽、 火点表示 用標的

＜歳末警戒手当＞

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
交付人数	700 人× 延べ4回	700 人× 延べ4回	700 人× 延べ4回	700 人× 延べ4回	700 人× 延べ4回

＜優良消防団員表彰＞

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
表彰人数	27 人	29 人	28 人	32 人	27 人

＊ 令和2年度予算額 15,391千円

5 防火防災対策助成（防災安全・国民保護担当）

区民に対して防火防災思想を啓発する各防火防災協会を「品川区防火防災協会補助金交付要綱」に基づき支援します。

<執行実績>

単位：千円

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
品川防火防災協会	404	405	405	406	406
大井防火防災協会	406	406	407	406	407
荏原防火防災協会	390	389	388	388	387
決算金額	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200

* 令和2年度予算額 1,200千円

4. 防災普及教育（啓発・支援係）

防災に関する情報を様々な手段を利用して積極的に提供し、区民などの防災に関する知識の普及および意識の啓発に努めます。

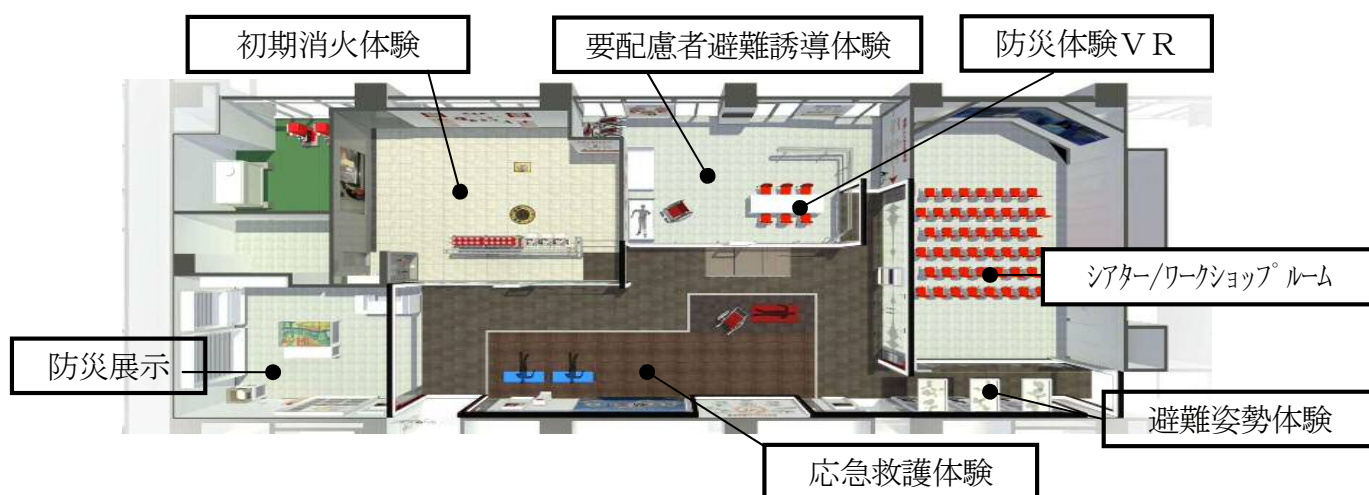


1 しながわ防災体験館運営

平成28年3月11日にリニューアルオープンした体験型の防災普及教育施設である「しながわ防災体験館」の運営業務と施設や設備機器の維持管理を行っています。本物のスタンダードパイプを使用した初期消火体験、要配慮者避難誘導体験およびシアター/ワークショップルームなどを活用し、防災意識の更なる向上に努めています。

日本語の他に、英語、韓国語および中国語の字幕も併記し、日本人だけでなく、外国人も利用しやすいものとしています。開館日は日、火～金（祝日・年末年始を除く）の午前9時～午後5時までとし、より多くの方が利用できるようにしています。

（1）施設概要（延床面積 480 m²）



① 防災展示

非常持出品など、家庭で日頃から備えるものを実際に手に取って見ることができます。また、品川シェルターやマンホール耐震化模型などを設置し、その仕組みが分かるようにしています。

② 初期消火体験

訓練用消火器、スタンドパイプおよび屋内消火栓で、実際に放水することができます。スタンドパイプを体験する時に開閉する消火栓の蓋は、実際の道路にあるものと同一であり、蓋の重さや開閉することの困難などを体験できます。



③ 要配慮者避難誘導体験

自分で避難することが困難な要配慮者などに見立てた人形を使用し、車椅子にて搬送する体験や、高齢者疑似体験セットを活用して高齢者の立場を体験することができます。



④ シアター/ワークショップルーム

普及啓発映像として区民向け、子ども向けおよび区内事業者向けの3種類を用意しています。また、しながわ防災学校や親子で防災体験などのワークショップを実施するスペースとして活用しています。



⑤ 避難姿勢体験

火災時に充満する煙に巻き込まれないために、身を低くした正しい避難姿勢を体験できます。



⑥ 応急救護体験

心肺蘇生法やAEDの操作方法を訓練用の人形を使用しながら、スタッフの指導のもと実践的な体験をすることができます。

⑦ 防災体験VR（バーチャル・リアリティ）

最新の技術を活用した防災体験VRで、災害時の様相をよりリアルに体験することができます。

＜主な体験内容＞

- ・マンション室内における長周期地震動
(区オリジナル)
- ・地震発生直後の避難 (区オリジナル)
- ・ビル火災からの避難

※各種防災訓練や防災講演での使用もできます。



<運営実績>

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	品川シアター	しながわ防災体験館			
開館日数	161 日	256 日	254 日	255 日	229 日
入場者数 (延)	7,020 人	10,639 人	10,809 人	12,385 人	11,804 人

※平成 27 年 10 月末までは、品川シアターとして運営

※平成 27 年度は 11 月 1 日～3 月 10 日までの期間で改修工事を実施

※令和元年度は 3 月 3 日～31 日までの期間で、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため休館



(2) 親子で防災体験

楽しく防災を学ぶ場として、親子を対象にワークショップを実施しています。

消火器を使った的当てゲームや、卵の殻を踏んで割れたガラスの危険を知ること、アクセサリーづくりを通じてロープの結び方を学ぶなど、楽しみながら防災に関する実践的な体験ができる内容となっています。



区分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
参加者数	73 名	213 名	265 名	296 名
回数	8 回	24 回	24 回	21 回

※平成 28 年度はワークショップ実施内容の検討や都との連携事業を実施していたため、年度途中 11 月より実施。

2 防災フェア

区民の防災意識の高揚を図るため、防災フェアを開催し、各防災機関の取り組み状況を展示・公開しています。

<主なコーナー、展示など>

- 品川区：ポイントラリーによる景品交換、防災フェアオープニングセレモニー（感謝状贈呈式）、カレーの炊き出し、防災課ブース(防災体験VRを設置)の出展
- 消防署：車両展示、ハイパーレスキュー救出救助演習、ミニ消防カー乗車体験、はしご車乗車体験、ブース出展
- 警察署：車両展示、クイズ形式による防災まめ知識教養、ブース出展
- 自衛隊：車両展示、豚汁炊き出し、ブース出展
- 品川縄保存会：木遣り・縄振りの実演
- その他関係団体：ブース出展（防災関係情報の啓発、案内、相談対応など）



区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開催日	3月12日	3月11日	3月10日	3月9日	中止※ ¹
入場者数※ ²	1,100	1,181	1,346	1,798	—

※¹ 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止(3月14日実施予定)

※² 累計入場者数 190,173人(昭和58年～)

3 しながわ防災学校

防災区民組織、事業者、区民などが、品川区災害対策基本条例に示す「努め」に応じて災害の予防・応急・復興対策におけるそれぞれの「役割」を果たし、各対策活動を実践できるようにするとともに、これらの活動の中心となる「しながわ防災リーダー」を育成し、しながわの地域防災力の向上を図ります。

(1) 対象者別研修 (会場：しながわ防災体験館)

① 防災区民組織コース

- ・地域防災ベーシックコース：災害対策に必要な知識／避難誘導など
- ・地域防災ステップアップコース：災害対応に必要な基礎技術／避難所運営など
- ・地域防災フォローアップコース※：防災リーダーとして必要な心構えや知識など

② 事業所コース：一斉帰宅の抑制／事業継続対策の実施など

③ 家庭・区民コース：個人の初動対応／家庭で取り組むべき対策など

(2) テーマ別研修 (会場：区児童施設など)

防災カフェコース：乳幼児親子の防災対策、ペットの防災対策など

(3) 現場型研修 (会場：地域の会館、集会所など)

- ・地域実践コース(出前)：避難誘導ワークショップ／防災マップ作成など
- ・地域コミュニティコース※(仮称)：防災マップ・便利グッズの製作／日頃からの備えなど

※ 令和2年度より新設



コース名		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数	回数	参加者数
防災 区民 組織 コース	地域防災 ベーシック コース	5 回	117 名	5 回	77 名	5 回	67 名	5 回	60 名
	地域防災 ステップア ップコース	—	平成 29 年度より実施	3 回	62 名	3 回	61 名	3 回	46 名
事業所コース		3 回	26 名	3 回	49 名	2 回	58 名	3 回	122 名
家庭・区民コース		4 回	78 名	5 回	95 名	8 回	213 名	6 回	157 名 ^{※2}
防災カフェ		4 回	397 名 ^{※1}	4 回	599 名 ^{※1}	6 回	745 名 ^{※1}	5 回	490 名 ^{※1 ※2}
地域実践コース		15 回	399 名	15 回	457 名	21 回	528 名	17 回	692 名 ^{※2}

※1 子育てメッセのブースにて資料などを配布した数を含む。

※2 新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、家庭・区民コース 1 回・防災カフェ 1 回・地域実践コース 3 回を中止とした。

4 高層マンションにおける防災対策の強化

災害時におけるマンション内の住民同士や地域との助け合いによる備えを強化します。

(1) マンション防災アドバイザーの派遣

職員をマンション防災アドバイザーとしてマンションへ派遣し、防災セミナーなどを実施します。



(2) 高層マンション防災訓練の実施

マンションの防災訓練の企画運営をサポートし、消防署と連携した防災訓練を実施します。

種別	内容	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		件数	参加人数	件数	参加人数	件数	参加人数
講演	マンションの防災対策	8 件	150 名	6 件	153 名	5 件	131 名
訓練	地震体験車、初期消火訓練、応急救護訓練、安否確認訓練など	4 件	101 名	9 件	290 名	9 件	225 名

5 地震体験車などによる防災教育

区内学校や事業者、地域の防災訓練などにおいて、地震体験車による震度の体験や煙が充満した部屋から避難する体験を通して、事前の防災対策や発災時の初動対応について啓発しています。



区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
地震体験車による防災教育	89 回	103 回	106 回	100 回	80 回
	9,299 人	9,613 人	8,301 人	8,476 人	6,798 人
煙体験による防災教育	14 回	17 回	17 回	15 回	19 回
	1,801 人	2,385 人	2,424 人	2,461 人	2,161 人

6 ポスターコンクールの開催

区民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図るため、区立学校の児童・生徒を対象に防災に関するポスターを募集し、優秀作品を表彰するとともに応募者全員の作品を展示しています。

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
応募作品数	437 点	424 点	468 点	451 点	443 点

《金賞受賞作品》

小学校の部



中学校の部



7 しながわ防災ハンドブック・品川区防災地図

平成24年度に作成した「わが家の防災ハンドブック」をリニューアルし、最新の情報や課題を反映した防災知識を普及するとともに、防災意識を啓発するため、「しながわ防災ハンドブック」と「防災地図」を平成30年度に、英語、韓国語および中国語の3か国語版並びに音声コード対応版を令和元年度に作成しました。

今年度は日本語版の増刷を行います。

* 令和2年度予算額 61,015千円



5. 防災訓練（啓発・支援係、防災安全・国民保護担当）

自助・共助のための防災訓練を支援するとともに、職員の災害対応能力向上のための各種訓練を実施し、災害発生時の対応に備えています。

1 総合防災訓練（啓発・支援係）

「自分たちのまちは、自分たちで守る」という地域ぐるみの防災意識（自助・共助）の高揚を図るため、各地区の防災協議会が主催する訓練を支援します。

また、令和2年度より各訓練会場に「手話通訳者」を派遣し、聴覚障害者が防災訓練に参加しやすい環境を整え、地域全体の防災力を向上させるとともに、地域住民との交流を図ります。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
地区数	10 地区	12 地区	5 地区	11 地区	10 地区
参加人数	11,772 人	13,073 人	5,643 人	11,637 人	10,207 人

※平成 29 年度は雨天などのため 7 地区が中止

＜主な訓練内容＞

・初期消火訓練・応急救護訓練・煙体験・地震体験・一斉放水・親子で防災体験など

《一斉放水訓練》



《親子で防災体験》



2 区内一斉防災訓練（避難所訓練、災害対策本部運営訓練）（啓発・支援係、防災安全・国民保護担当）

大規模震災の発生に備え、区民と区役所などの関係機関が同一の状況下で訓練を実施し、災害発生時の対応を確認しています。

（1）避難所訓練

区民による避難所の開設・運営要領の習熟を目的とし、避難所運営本部立ち上げ、避難者の受付、備蓄物資の確認、名簿作成訓練、仮設トイレ設営、災害用伝言ダイヤル体験などを実施しています。

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
避難所訓練 会場数	32 会場	40 会場	43 会場	46 会場	45 会場
参加人数	10,016 人	5,369 人	18,027 人	5,975 人	16,236 人
うち職員数	813 人	873 人	1,225 人	823 人	1,297 人

※平成 27、29、令和元年度は、土曜日（学校登校日）に実施（児童生徒含む）

《名簿作成訓練》



《備蓄物資確認》



(2) 災害対策本部運営訓練

災害発生時における職員の初動活動要領の習熟を図るため、災害対策本部の運営や各機関との連携などを避難所訓練と連動させて実施しています。

3 風水害対応本部訓練（防災安全・国民保護担当）

集中豪雨や台風などによって発生する水害時における職員の初動活動態勢の習熟を図ることを目的として、図上および実働で訓練を実施しています。

<訓練実績>

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施日	6 月 12 日	6 月 10 日	6 月 13 日	6 月 13 日	6 月 5 日
参加人員	106 人	121 人	228 人	132 人	128 人

<主な訓練内容>

- ・ 応急対策本部運営訓練（応急対策水防本部設置、運営訓練・避難場所開設訓練・がけ崩れ調査訓練など）
- ・ 機材取扱訓練（防災行政無線・河川監視システム・デジタル移動通信・消毒機器などの機器取扱訓練など）
- ・ ケーブルテレビなどの報道発表訓練



※昨年リニューアルを行った職員防災服

4 水防訓練（防災安全・国民保護担当）

水防活動能力の向上を図り、浸水などによる区民の生命、身体および財産の被害を軽減させるため、品川区と消防・町会・学校・鉄道事業者などの関係機関が合同で実働の水防訓練を実施しています。

<訓練実績>

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施日	5 月 23 日	5 月 14 日	5 月 20 日	5 月 19 日	5 月 18 日
参加人員	564 人	657 人	583 人	534 人	475 人

<主な訓練内容>

- ・ 指揮本部設置・運営訓練・情報収集活動訓練・積み土のう工法訓練など

《全体の様子》



《土のう作成の様子》



《積み土のう工法訓練》



5 災害対策職員待機寮防災訓練（防災安全・国民保護担当）

災害対策職員待機寮は、夜間休日など職員の勤務時間外に発生した災害時の初動対応に従事する職員を確保するための住宅です。

待機寮に居住する職員の災害発生時の活動要領を習熟させるため、定期的に防災訓練を実施しています。

<訓練実績>

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
回数	20	22	21	22	23

<令和元年度訓練内容>

- ・機器の操作（通年）
（D級ポンプ、排水ポンプ、ろ過機、簡易トイレ、バーナー、給水用スタンドパイプなど）
- ・水防訓練（5月）
- ・風水害対応本部訓練（6月）
- ・区民避難所対応（講義）（8月）
- ・D級ポンプ操法（9月）
- ・各地区防災協議会主催総合防災訓練（9～11月）
- ・区内一斉防災訓練（12月）
- ・風水害対応（講義）（2月）



※ 令和2年度予算額 23,254千円

6. 地域との連携（啓発・支援係、計画係）

1 事業所の地域協力（啓発・支援係）

地域・事業所・行政の三者で「地域防災対策三者連絡会議」を構成し、地域の連携強化および防災力向上を図ります。

（1）地域防災対策三者連絡会議 会議実施状況（参加団体数）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
品川第二	5町会/7社	4町会/6社	3町会/6社	4町会/4社	中止※
大崎第一	2町会/8社	4町会/6社	3町会/7社	4町会/7社	3町会/5社

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため中止

（2）地域防災対策三者連絡会議 防災訓練実施状況（参加者数）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
品川第二	269	302	182	226	229
大崎第一	150	139	123	雨天中止	雨天中止

《AED取扱訓練》



《傷病者搬送訓練》



2 災害時協力協定（計画係）

事業者や団体などが有する専門技術や施設を、災害時に区の応急活動に提供いただくことを定める災害時協力協定の締結を進め、災害時の応急活動体制の強化を図ります。

区 分	平成 27 年度 以前	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	合 計
協定 締結数	132	9	11	10	5	167

＜分野別協定締結数＞（令和元年度末）

分 野	主な内容	協定数
医療救護	医療などの応急救護活動、医薬品の供給	8
物資供給	飲料水、食料、生活物資、石油、プロパンガスなどの供給	22
緊急輸送	協力隊の出動、車両供給、応急救護物資、要員輸送	5
避難収容	補完避難所、二次避難所、福祉避難所、一時待機場所（津波避難施設含む）、一時滞在施設の提供	88
災害広報	警報、地震予知情報の伝達、避難勧告・指示などの伝達、避難者の救難・救助、交通規制・緊急輸送に関する広報の実施	4
施設等復旧	区立施設、道路、橋りょうの応急補修、応急仮設住宅の建設、路上障害物の除去など	13
相互援助	飲料水、食糧品の供給、被災者の一時受入れ、建築資材・仮設住宅用地の供給、職員の派遣、資器材の供給など （相互支援対象自治体：52 区市町村）	9
役務提供	従業員の派遣、語学ボランティアの派遣、避難所運営補助など	8
その他	郵便差出箱の設置、し尿処理、情報連絡員派遣、標識の設置、栈橋の使用など	17
合 計 （分野の重複分を含む。）		174

《災害時協力協定》

《協力事業者を表すステッカー》



7. 避難所運営体制の整備

(避難体制係、啓発・支援係、計画係)

避難所運営の体制を平素から整備するとともに、災害時に必要な応急物資の確保および各避難所に対し物資を輸送する体制を整備します。

1 避難所管理

災害時、地域の避難拠点となる区立小中学校などに、区民避難所として必要な設備と災害対策用備蓄物資を計画的に備蓄し、避難所機能の充実を図ります。また、平時に避難所連絡会議を開催し、避難所の開設や運営の手順、方策などを協議して円滑に避難所が運営できるよう避難所毎にマニュアルを整備するとともに訓練を実施し、体制を強化します。



(1) 備蓄品などの管理（避難体制係）

区民避難所には、区立学校など 52 箇所を指定し、次の備蓄品などを配備しています。

分類	品 名	数 量	品 名	数 量
食料品	アルファ化米・ビスケット	3,000 食	梅干し	9kg
	梅粥	150 食	飲料水	1,800ℓ
	アレルギー対応食料品	100 食	粉ミルク（アレルギー対応含む）	26 缶

分類	品 名	数 量	品 名	数 量
資機材等	鍋・カマドセット	2 組	非常用発電装置	1 台
	L P ガスバーナー	1 台	特設公衆電話	5 台
	固形燃料	72 個	仮設トイレ用便槽	5～12 槽
	給水容器（20ℓ）	30 個	レスキューセット	1 セット
	ろ過機	1 台	ソーラーパネル付ポータブル蓄電池	1 台
	受水槽遮断装置	1 台		

分類	品 名	数 量	品 名	数 量
生活用品等	毛布	500 枚	トイレットペーパー	100 巻
	エアーマット	100 枚	おむつなど	1,500 枚
	防水シート	50 枚	生理用品	120 枚
	仮設トイレ	5 基	医療ミニセット	2 セット
	洋式トイレ用台座	5 台	医療資材セット*	1 式
	組立式簡易トイレ	100 回	手指消毒液	60～120 本
	簡単トイレセット	5,000 回	照明（ランタン）	10 個

*救護所指定校のみ

(2) 避難所運営（啓発・支援係）

① 避難所連絡会議の開催および訓練実施状況

区分（実施避難所数）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
避難所連絡会議	50	52	52	51	51
避難所訓練	19	10	8	6	8

※区内一斉防災訓練は、45 避難所で実施。

(3) 避難所・避難場所の標識作成（避難体制係）

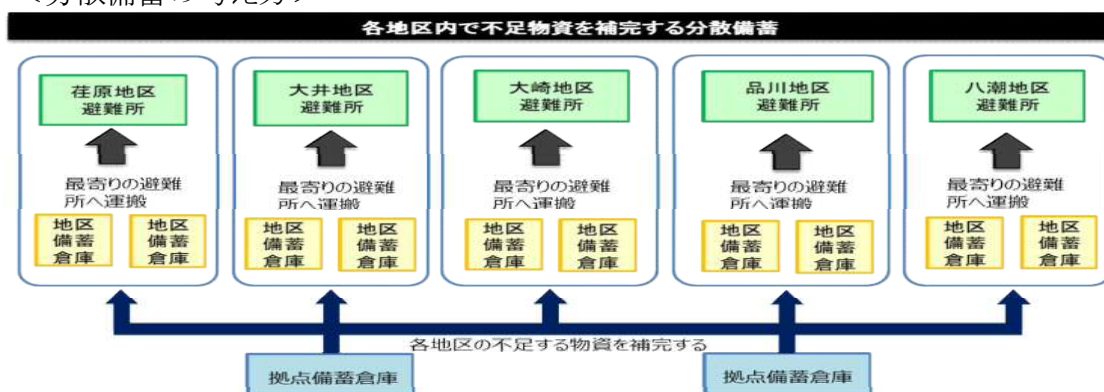
町会・自治会が定めている一時集合場所について、地域住民への浸透を図るため標識を作成します。

* 令和2年度予算額 15,825千円

2 災害時応急物資確保（避難体制係）

災害時に区民避難所などで不足した応急物資を迅速に供給するため、災害用備蓄物資を区内5地区に物資を分散して備蓄しています。また、飲料水・生活用水などを確保するために設置した井戸・ろ過機の維持管理を行います。

<分散備蓄の考え方>



(1) 主な区災害対策備蓄倉庫

名 称	面積(m ²)	名 称	面積(m ²)
品川備蓄倉庫	233	御殿山倉庫	101
天王洲倉庫	186	大崎備蓄倉庫	180
大崎西口公園内備蓄倉庫	57	目黒駅前備蓄倉庫	118
西五反田六丁目備蓄倉庫	57	しながわ中央公園内備蓄倉庫	416
西品川一丁目備蓄倉庫	260	大井備蓄倉庫	316
大井一丁目備蓄倉庫	77	西大井倉庫（Jタワー内）	48
八潮22号棟備蓄倉庫	231	八潮38号棟備蓄倉庫	394
八潮南備蓄倉庫	256	しながわ区民公園内備蓄倉庫	109
荏原備蓄倉庫	54	中延備蓄倉庫	120
都立大崎高等学校倉庫	20	戸越備蓄倉庫	378
荏原平塚備蓄倉庫	35	ゆたか教職員待機寮内備蓄倉庫	59
東中みんなの広場内備蓄倉庫	27	平塚二丁目備蓄倉庫	34
旗の台三丁目防災倉庫	73		
合 計		25カ所 3,839 m ²	

(2) 備蓄物品の現況（学校備蓄含む）

東京都の被害想定では、区内の避難所生活者は約 12 万人とされています。食糧については、都と区の役割分担により、区は 1 日分（36 万食）を備蓄する必要がありますが、高齢者などに配慮した食糧を含め、36 万食に予備を加えた約 51 万食を備蓄しています。また、避難所生活に必要な毛布は 12 万枚、簡易トイレは約 184 万回分を確保しています。

備蓄物品（保存期間）		備蓄量
ビスケット（5 年）		175,500 食
アルファ化米（アレルギー対応食を含む）（5 年）		325,000 食
梅がゆ（高齢者等向け）（5 年）		8,700 食
粉ミルク（1 年半）		1,392 缶
アレルギー用粉ミルク（1 年半）		116 缶
ミネラルウォーター（飲料水）（5 年）		120,000ℓ
梅ぼし（5 年）		522 kg
毛布		120,000 枚
簡易トイレ（15 年）便袋タイプ		1,838,800 回
帰宅困難者用	アルファ化米（5 年）	31,650 食
	ビスケット（5 年）	21,280 食
	ミネラルウォーター（飲料水）（5 年）1.5ℓ	12,972ℓ

(3) 水の確保

① 飲料水

飲料水は 1 人 1 日 3ℓ、3 日分の備蓄が必要とされています。12 万人の避難所生活者には 108 万ℓ の備蓄が必要ですが、区は発災時に約 480 万ℓ（約 4,800 m³）を供給する体制を整えています。

発災時には①区内の 4 ヶ所の給水施設の利用、②各避難所の受水槽の活用、③ペットボトル飲料水の提供、④消火栓および区民避難所の応急給水栓からの供給（上水道が無事な場合に限る）などにより安全な飲料水を確保しています。

<震災対策用応急給水施設一覧>

所 在 地		保有水量
戸越公園	品川区豊町 2-1-30	1,500 m ³
しおじ公園	品川区八潮 5-6	1,500 m ³
林試の森公園	目黒区下目黒 5-37	1,500 m ³
八潮高校	品川区東品川 3-27-22	100 m ³
合 計		4,600 m ³

② 生活用水

区立学校などのプールや震災対策用井戸の水などを利用します。

＜震災対策用井戸＞

所 在 地		日量
戸越公園	品川区豊町 2-1-30	約 170 m ³
荏原第一中学校	品川区荏原 1-24-30	約 260 m ³
西大井広場公園	品川区西大井 1-4-10	約 250 m ³
合 計		約 680 m ³

くろ過機の現況＞ （令和元年度末現在）

エンジン式ろ過機	16 台
手動式ろ過機	65 台
計	81 台

※その他に給水機器 2 台有り

《手動式ろ過機》



（４）電力・燃料の確保

発災時の照明、通信手段などの電力を確保するため、各区民避難所には非常用発電設備を備えています。また、被災者の重要な情報収集手段であるスマートフォンなどを充電するため、ソーラーパネル付ポータブル蓄電池を、区民避難所をはじめとした区有施設へ配備しています。

蓄電池 62 台（区民避難所 52 箇所 区有施設 10 箇所）

この他、災害対策備蓄倉庫には発電機を備蓄しています。

発電機 120 台（令和元年度末）

ディーゼル発電機	20 台
軽油保管設備	1 箇所
ガソリン保管設備	1 箇所



また、令和元年台風第 15 号による長期停電の発生を教訓に、令和 2 年度は電力確保手段として可搬型のディーゼル発電機および軽油を保管する資機材を配備します。

併せて、既存の小型発電機の燃料（ガソリン）を保管するガソリン保管庫を配備します。

（５）避難所生活環境改善

風水害などにより住家を失い、避難生活が長期化した時に生活環境の悪化が懸念されます。そのため、令和 2 年度には簡易間仕切り、簡易ベッド及び軽量タイプの毛布を新たに導入し、避難生活の環境改善を図ります。また、脱水症状により熱中症を発症するおそれがある場合における緊急対応用として、経口補水液（粉末タイプ）を避難所に配備します。

3 風水害避難体制検討（計画係）

令和元年台風第 19 号における区の応急活動を検証し、風水害時における区民の避難体制を検討します。

＊ 令和 2 年度予算額 117,086 千円

8. 帰宅困難者対策の整備（避難体制係）

1 駅周辺帰宅困難者対策協議会などの運営

災害時に発生するターミナル駅周辺の滞留者および帰宅困難者ならびに帰宅支援対象道路沿線の徒歩帰宅者を支援するため、地域の住民、事業所、各種団体および防災関係機関が対策・体制を検討するための協議会を設置し、滞留者支援ルールや防災訓練を実施します。区は、協議会の運営支援を行います。

《訓練【大崎駅協議会】》



令和元年度は、大崎駅周辺帰宅困難者対策協議会および五反田駅周辺帰宅困難者対策協議会の滞留者支援ルール（行動手順編）を作成しました。また、全協議会を対象とした講演会および協議会活動報告会を実施し、帰宅困難者対策への理解と協議会の連携を強化しました。令和 2 年度は、引き続き協議会活動の充実を図るとともに、外国人対策として多言語翻訳機を各協議会に配備し、多言語での情報発信の強化を図ります。

協議会名 (設立年月)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
国道 15 号徒歩帰宅者支援対策協議会 (25 年 12 月)	支援ルール修正、図上訓練	救出救護訓練、支援ルール修正	救出救護訓練、情報連携訓練、支援ルール修正	三者連絡会議防災訓練への参加、情報連携訓練、支援ルール修正	三者連絡会議防災訓練への参加、情報連携訓練、支援ルール修正、講演会、活動報告会
目黒駅周辺帰宅困難者対策協議会 (25 年 5 月)	図上訓練、地域ルール修正	エリア防災計画作成	実動訓練、地域ルール修正	実動訓練、滞留者支援ルール修正	実動訓練、滞留者支援ルール修正、講演会、活動報告会
大井町駅周辺帰宅困難者対策協議会 (27 年 4 月)	設立、図上訓練、エリア防災計画作成	地域ルール作成、現地確認訓練	情報連携訓練、地域ルール修正	現地確認および情報連携訓練、滞留者支援ルール修正	拠点立上げ訓練および情報連携訓練、滞留者支援ルール修正、講演会、活動報告会

大崎駅周辺地域都市再生緊急整備協議会 (29年3月)	—	設立	都市再生安全確保計画作成	—	—
大崎駅周辺帰宅困難者対策協議会 (30年7月)	—	—	—	設立、滞留者支援ルール（基本方針編）作成	滞留者支援ルール（行動手順編）作成、図上訓練、講演会、活動報告会
五反田駅周辺帰宅困難者対策協議会 (30年8月)	—	—	—	設立、滞留者支援ルール（基本方針編）作成	滞留者支援ルール（行動手順編）作成、図上訓練、講演会、活動報告会

2 一時滞在施設の拡充

災害発生時、観光や買い物などで区内を訪れていた、行き場のない帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の拡充を推進します。現在、区有施設は7施設、区内都立施設は6施設を一時滞在施設に指定しています。また、災害時協力協定を締結し、区内の民間事業所などの48施設が一時滞在施設として提供されることになっており、今後も拡充を進めます。令和2年度は、災害時に一時滞在施設を円滑に開設・運営できるよう一時滞在施設運営マニュアルを作成し、区内の一時滞在施設へ配布します。

3 帰宅困難者用備蓄物資の確保

災害時、帰宅困難者が一時滞在施設に滞在する際に必要な物資を購入・管理しています。各一時滞在施設に受入れ人数に応じて3日分の食糧、飲料水、毛布、簡易トイレなどを保管しています。令和元年度からは主要駅（目黒・五反田・大崎・大井町）においてスマートフォンなどの充電ができるよう、蓄電池を駅周辺の備蓄倉庫に保管しています。また、帰宅困難者用備蓄物資を適正に配備するため、令和2年度は帰宅困難者用備蓄物資配備計画を作成します。



* 令和2年度予算額 54,491千円

9. 初動体制の整備（計画係、防災設備係）

災害発生時に迅速に対応できるように、職員の初動体制を整備します。

1 職員等緊急連絡システム

災害発生時に、職員の安否確認と速やかな参集を促進するため、緊急情報を電子メールと機械音声で区職員に一斉配信します。

2 災害監視業務委託

首都直下地震や気象状況の急変など、緊急事象が夜間休日に発生した場合に備え、区職員が参集するまでの情報収集や応急対応を委託し、区の初動体制の強化を図ります。

3 防災気象情報提供業務

気象に関する情報を職員向けに配信し、区の行う水防活動を支援します。

4 災害対策本部室の機能強化

災害対策本部に入る情報の整理・共有を迅速化し、的確な判断に役立てるための電子作戦卓や電子ホワイトボードなどを導入します。また、荒天時でも運用可能な災害対策用ドローンを導入し被災状況を迅速に把握するとともに、多言語で避難誘導アナウンスができる体制を整備します。

5 災害時受援・物資輸送等計画

災害時に国や都、他の自治体から人員や物資の応援を受けるための態勢や、物資の平時からの備蓄のあり方や災害時の輸送方法について定めます。

6 防災証明書発行環境の調査

被災した区民の早期生活再建に必要となる防災証明書を速やかに発行するため、必要な資機材および通信環境などの調査を行います。

* 令和2年度予算額 80,260千円

10. 防災情報通信体制の整備

(防災設備係、防災安全・国民保護担当)

防災情報通信体制を整備し、災害に関する区の情報を迅速かつ正確に伝達します。

1 緊急時連絡通信機器

災害時の情報伝達手段の確保のため、携帯電話（PHS）および携帯型IP無線機を配備しています（地域活動課分含む）。令和2年7月に停波する携帯電話（PHS）の代わりにスマートフォンを新たに導入する。

- | | | |
|------------|-----|--------------|
| ・携帯電話（PHS） | 17台 | （令和2年度7月に停波） |
| ・スマートフォン | 52台 | |
| ・携帯型IP無線機 | 50台 | （令和元年度末） |

2 総合防災情報（高層等カメラ・河川監視）システム

災害時の情報収集手段の一つとして、情報収集用高層カメラをファミリーユ下神明（西品川1-20-16）に2機設置しています。遠隔操作で向きや望遠・広角を切り替えることがで

き、災害時の区内の様子を災害対策本部室で確認することができます。令和元年度に各水位・雨量観測局などの情報を集約する河川監視システムと統合し、情報収集・操作を一元管理できるようにカメラおよびシステムの改修を行いました。昨年度に検討した候補地に、新たにカメラを設置し、災害時における情報収集体制の強化を図ります。

<<情報収集用カメラ機能>>

<<河川監視機能>>



3 緊急地震速報装置

「震度」、「到達時間」などの地震速報を区施設の利用者および職員などに早期に周知し避難行動を促し、地震被害の軽減を図ります。区立学校、保育園、幼稚園、地域センター、文化センター、図書館、シルバーセンター、児童センターなど区の主要施設に設置しています。（令和2年4月1日現在：183施設）

4 被災情報管理システム

災害発生時の区内の被害状況などを地図上や時系列の情報一覧に集約し、災害対策本部における情報の共有および迅速な判断を支援します。



5 全国瞬時警報システム（Jアラート）（防災安全・国民保護担当）

緊急地震速報や弾道ミサイル情報などの緊急情報を、防災行政無線を利用して区民へ知らせるシステムです。令和元年度は、4回（うち1回は中止）の全国一斉情報伝達試験を行いました。

令和2年度は、3回の全国一斉情報伝達試験を実施します。

（5月20日、10月7日、2月17日）

<周知する緊急情報>

有事情報	弾道ミサイル情報、航空攻撃情報、ゲリラ・特殊部隊攻撃情報、大規模テロ情報、その他の国民保護情報
気象情報	各特別警報、緊急地震速報、大津波警報、津波警報、東海地震予知情報、東海地震注意情報 など

6 防災地図情報システム

区のホームページを通じて避難所、街頭消火器、消防水利などの防災に関する情報を、区民などに提供するシステムです。

《避難所》



《街頭消火器》



7 防災情報配信管理システム

避難情報などの防災に関する情報発信を一元管理するシステムです。このシステムにより、複数の情報配信媒体（ホームページ、ツイッター、携帯電話エリアメール、防災タブレットなど）に一括入力・配信が可能で、迅速かつ正確に情報を配信することができます。

8 災害情報等配信システム（防災タブレット）

区内の防災区民組織の本部長、避難所、警察署、消防署などとの連絡手段を補完する情報伝達ツールです。文字情報、テレビ電話、区ホームページ、区気象情報の機能を保有しています。令和2年度に防災区民組織本部長などに配付している防災タブレットをより操作性の高い機種に更新を行います。

＜現在の配備先＞ 計 392 台

防災課（災害対策本部）；20 台、庁内関係課；5 台
学校など（避難所）；104 台、地域センター；26 台
町会・自治会長など；215 台
警察署・消防署・消防団；10 台、予備機；12 台



9 防災行政無線

（1）防災行政無線設備

① 固定系無線局

- ・親局 1 局（災害対策本部）
- ・子局 435 局（屋外子局 155 局、戸別受信機 280 局）

② デジタル移動通信

- ・基地局 1 局（災害対策本部）
- ・移動局 206 局（半固定局 94 局、車載型 3 局、携帯局 109 局）

（2）防災行政無線設備の更新

災害時の情報発信手段として重要な防災行政無線設備を更新・デジタル化し、老朽化に対処するとともに、無線設備規則の改正に対応します。

令和3年度までの5箇年計画により、無線設備の更新を行います。

	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
電波	アナログとデジタル 並行運用					デジタル
内容	更新工事				→	
	親局 1 局	親局改修 子局 34 局	子局 50 局	子局 21 局	子局 40 局	
	子局 10 局	戸別 5 局	戸別 11 局	戸別 149 局	戸別 85 局	
合計	親局 1 局	子局 155 局	戸別受信機 250 局			

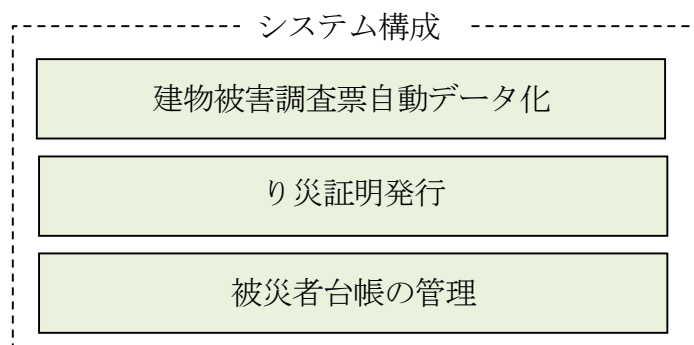
(3) 緊急放送を文字情報でスマートフォンアプリへ配信

民間企業が運営する既存の防災アプリと連携し、緊急放送を文字情報で配信を行います。防災行政無線の機能を補完し、区民に対する情報発信体制のさらなる強化を図ります。



10 被災者生活再建支援システム

災害時における被災者の生活再建の基礎となる、り災証明書を迅速に発行するため、被災者台帳の作成および台帳を管理するシステムです。



11 防災システム管理補助委託

災害時の情報収集・発信について検討し、態勢を強化するための方策を具体化することを目的に策定された「防災システム全体最適化計画」に基づき、既存システムの最適化や課題の解決に向けて、新たな通信機器の導入や情報発信の手段についても検討します。

* 令和2年度予算額 349,086千円

11. 初期消火体制強化

(防災設備係、啓発・支援係)

木造住宅密集地域における延焼火災による被害の拡大をくい止めるため、初期消火体制の強化を図ります。

1 防火水利の整備（防災設備係）

（1）防火水槽

学校・公園などの区有施設やマンションなどの民有地に防火水槽が設置されています。
開発事業主に対して、40 立方メートル以上の防火水槽の設置を指導しています。

（2）小型貯水槽

区立公園や民有地に設置した、5 立方メートルの震災対策用貯水槽を維持管理し、
小型防災ポンプなどの水利として使用します。

区設置・管理 5 m³ 141 基



2 街頭消火器の増設（防災設備係）

火災危険度の高い木造住宅密集地域の火災対応強化のため、
街頭消火器の増設・点検を行っています。

令和2年度は、西大井2丁目、西大井3丁目、大井7丁目および西中延3丁目の4つの丁目を対象に増設候補地の調査を実施します。調査結果の内容を検討し、今後対象地域への増設を行っていきます。



（1）設置本数などの推移（令和元年度末）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
設置本数	6,110	6,164	6,235	6,250	6,344
（木造住宅 密集地域内）	(191)	(241)	(297)	(316)	(370)

（2）取替・点検の実績（令和元年度末）

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
取替[老朽分]	706	586	748	498	913
機能点検委託	980	736	796	818	823

3 家庭用消火器のあっせん（啓発・支援係）

区民による初期消火活動を徹底するため、「家庭用消火器購入助成要綱」および「家庭用消火器薬剤詰替斡旋事業実施要綱」に基づき、家庭用消火器設置の充実を図ります。

（1）あっせん実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
購入助成	518	477	548	576	481
詰め替えあっせん	24	31	22	13	8

（2）火災使用充填実績

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
火災使用充填	20	10	16	3	7

4 小学校・中学校・義務教育学校の消火ポンプ更新

(啓発・支援係)

発災時には区民避難所となり地域の防災拠点でもある小学校、中学校および義務教育学校に消火ポンプの配備を行い、教職員や地域の住民による消火能力の向上を図ります。平成28年度に、区内46校すべての配備が完了しました。今後は、配備されたポンプの保守と、10年を経過した消火ポンプについて、順次入れ替えを行っていきます。

なお、配備した学校の生徒が総合防災訓練などに参加し、放水訓練を行っています。



* 令和2年度予算額 61,049千円

12. 医療救護体制整備（計画係）

災害発生時の医療救護活動が円滑に行えるよう体制整備を図ります。

1 応急医薬品ランニング・ストック

区内の薬剤師会と締結している災害時協定により、平常時より一定量の医薬品などを確保し、優先的に供給を受ける協力体制をとっています。

2 医療ミニセット

医療ミニセット（救急箱）を各避難所に2箱（義務教育学校は4箱）配備しています。

<医療ミニセットの内容（1箱あたり）>

品名	数量	品名	数量
レスキューシート	2枚	ガーゼ	3個
駆血帯	1本	コットン	3個
清浄綿	28包	殺菌消毒液	2個
シップ薬	10枚	副木（大中小3本セット）	2個
パット（大30枚入）	3個	綿棒（10本入）	10個
パット（小30枚入）	3個	体温計	1本
サージカルテープ	1個	万能はさみ	1個
救急絆（25枚入）	3個	とげ抜きピンセット	1個
三角巾	10枚	熱冷却シート（12包）	5個
伸縮包帯	6個	応急手当の心得	1冊

3 医療救護体制

(1) 学校医療救護所

各地域センター管轄区域内の避難所1ヶ所を医療救護所（区内13ヶ所）に指定しています。医療救護所には、医療ミニセットの他、医療救護所が開設された際に必要となる医薬品や医療資機材、事務用品などを配備し、品質保持期限に合わせ入替



更新を実施しています。

配備物資：医薬品 86 種類、医療資機材 85 種類、その他 42 種類

(2) 緊急医療救護所

区内 16 病院の内、7 箇所を緊急医療救護所に指定しています。緊急医療救護所は、発災直後から超急性期にかけて各病院前に設置され、病院に殺到するであろう傷病者のトリアージや軽症者の治療を行います。病院の状況に合わせ、必要となる医薬品や医療資機材を配備しています。



配備物資：医薬品 48 種類、医療資機材 134 種類、その他 35～45 種類

* 病院の態勢や都からの配備状況によって、病院により数量が異なる。

* 令和 2 年度予算額 8, 7 6 0 千円

1 3. 国民保護（防災安全・国民保護担当）

区は、住民の生命、身体および財産を保護するため、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施する責務があります。このため、必要に応じ、国民保護協議会を開催し、国民保護計画を変更するとともに、国民保護に関する訓練を実施します。

1 国民保護協議会

(1) 設置と委員構成

国民保護法第 40 条に基づき、区内における国民の保護のための措置に関して広く区民の意見を求め施策を総合的に推進するため、国民保護協議会を設置します。

区長が会長を務め、自衛隊、都、警視庁、東京消防庁、防災区民組織、消防団、医療関係者、公共機関の代表者など 60 人の委員で構成されています。

(2) 所掌事務

ア 区長の諮問に応じて区内における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。

イ 前号の重要事項に関し、区長に意見を述べること。

(3) 開催状況

東京都国民保護計画および品川区地域防災計画の変更に伴い、品川区国民保護計画を変更するにあたり、令和 2 年 1 月 30 日に品川区国民保護協議会を開催しました。



2 国民保護計画

国民保護法第 35 条に基づき作成した国民保護計画は、区内に発生する武力攻撃事態などにおいて、区民の生命、身体および財産を守るために、事態対処と体制づくり、各機関との連携、救援、情報収集などを定めるものです。



令和元年度は、昨年度実施した事前検討を基に、国民保護協議会委員へ諮問を行い、東京都への協議および区議会報告を経て、令和2年3月に本計画および資料編を変更しました。

3 国民保護に関する訓練

- (1) 国民保護に関する国と地方公共団体などの共同訓練武力攻撃事態などのように突然発生する事態に際して、国民保護のための措置を的確かつ迅速に実施するためには平素から十分に訓練をしておくことが重要であり、国民保護法第42条においても、訓練の実施について規定されています。



令和元年度は、自衛隊、警察、消防およびJR東日本などの関係機関の参加を得て、品川区国民保護計画変更に伴う検証および東京2020大会実施間のテロ事案を想定した合同の図上訓練を実施し、事態発生時における区の対応要領を検証するとともに関係機関との連携強化を図りました。

- (2) 弾道ミサイルを想定した住民避難の啓発

弾道ミサイル落下時の行動などについては総務省消防庁および東京都より「弾道ミサイル落下時の行動に係る住民への広報の充実等について」に基づき、住民への幅広い広報の実施を求められています。そのため、各総合防災訓練において、弾道ミサイル落下時の行動やJアラートなどの伝達手段などについて周知しています。

《弾道ミサイル落下時の行動》



* 令和2年度予算額 218千円

14. 自衛隊員募集事務（防災安全・国民保護担当）

自衛隊法第97条に基づき、自衛官募集に関する事務の一部を行います。

1 自衛官募集

＜品川区在住の応募・入隊状況＞

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
応募者数	77	122	63	69	104
入隊者数	8	10	12	19	12

2 自衛官募集に関する広報

- (1) 令和元年度広報しなごわ掲載状況

7月1日号、9月1日号、11月11日号、1月11日号、3月1日号(5回)

- (2) 今年度の掲載予定

昨年度と同時期に掲載を予定します。

* 令和2年度予算額 25千円

15. 東京2020オリンピック・パラリンピック

競技大会における安全・安心の確保

(計画係、防災安全・国民保護担当)

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（東京2020大会）の開催期間中には、各国・地域から訪れる競技参加者や大会関係者、観客の安全・安心の確保が必要となります。このため、区では、東京都が策定した「東京2020大会の安全・安心の確保のための対処要領」に基づく災害対策および治安対策について、品川区地域防災計画に加え、開催期間中に必要となる取組について計画を作成しました。

1 災害対策（計画係）

東京2020大会の開催期間中に災害が発生した場合の関係者や観客の安全確保のため、東京都の対処要領と整合を図りつつ、区の対処について定める計画を作成しました。

2 治安対策（防災安全・国民保護担当）

治安対策の原因事象のうち、競技会場、大規模集客施設、駅および繁華街においてテロなどが発生し緊急処理事態に進展した場合に対応できる区の体制、都および関係機関と連携した対応要領に関して検討するとともに、訓練などを実施しました。また、区民、観客の避難誘導などの安全の確保措置ができるよう、計画を作成しました。

* 令和2年度予算額 0千円

16. 実際に起こった災害への対応

(計画係、防災安全・国民保護担当)

1 災害対策本部などの対応状況（計画係）

＜令和元年度 災害対策本部などの対応状況＞

発生日	内 容	配備人員	被 害	備 考
5月20日	大雨	21名	-	大雨警報
9月8日	台風15号	78名	倒木など118件ほか	大雨・暴風・波浪警報
10月11日	台風19号	267名	倒木など31件ほか	大雨・暴風・波浪警報
10月25日	大雨	79名	-	大雨警報
計	4回	445名		

2 弔慰金・見舞金の支給（防災安全・国民保護担当）

災害救助法の適用にならない小規模な火災、水害などにより罹災した区内の世帯または事業所に対して「品川区災害弔慰金および災害見舞金の支給要綱」に基づき、被害に応じて見舞金と見舞品を支給します。また、死亡者がある時はその遺族に対し弔慰金を支給します。

<執行実績>

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	
火災 (件)	単身世帯	15	21	7	11	8	
	普通世帯	12 (34 人)	3 (9 人)	2 (5 人)	5 (11 人)	7 (19 人)	
	合計	27 (49 人)	24 (30 人)	9 (12 人)	16 (22 人)	15 (26 人)	
	弔慰金 (人)	3 人	3 人	1 人	2 人	2 人	
水害 (件)	床 上	単身世帯	0	0	0	0	
		普通世帯	1	0	2	2	0
		事務所	0	0	1	0	2
	床下浸水		0	1	0	2	2
	半壊		0	0	0	0	4
	合計		1	1	3	4	8
	決算金額 (円)		990, 000	700, 000	350, 000	580, 000	720, 000

* 令和 2 年度予算額 1, 7 6 0 千円

17. 災害復旧特別会計（計画係）

災害発生直後に区民の生命・財産を守るため、迅速な災害救助・復旧体制を確立するにあたり、災害復旧基金繰入金を財源とする「品川区災害復旧特別会計」を設置し、財政的な備えを確保しています。

令和元年台風第 15 号および第 19 号により被災された方向けの支援事業として、

- ① 住宅補修緊急支援事業(住宅課所管) 一部損壊と判定された方が対象(補助実績 58 件)
- ② 品川区被災者生活再建支援事業(防災課所管) 半壊以上と判定された方が対象(補助実績0件)

を創設し、被災者の生活再建のための補助を行いました(補助額の 2 分の 1 は都から補助)。

* 令和 2 年度予算額 1, 5 0 0, 0 0 0 千円

★五反田リバーステーション



★ふれあいK字橋 ブルーライトアップ



品川区防災まちづくり部

令和2年5月発行

東京都品川区広町2-1-36

電話03(3777)1111(代)